HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス企業年金法制における受認者責任（３）
Author(s)	川村, 行論
Citation	北大法学論集, 67(5), 173-240
Issue Date	2017-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64411
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no5_05.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

イギリス企業年金法制における受認者責任（三）

川村行論

目　次

序章　問題の所在
第一節　現状分析
第二節　受認者責任の問題―当事者・内容を中心に―

第三節　本稿の課題
第一章　日本における立法状況―沿革の検討―
第一節　企業年金制度創設期の議論
第一款　企業年金制度の実施をめぐる議論
第二款　適格退職年金制度
第三款　厚生年金基金制度
第一項　調整年金構想における運用受託機関
第二項　厚生年金基金法案と国会審議
第三項　厚生年金保険法改正と厚生年金基金制度の実施
第二節　受認者責任の導入
第一款　一九七〇－一九八〇年代の動向
第一項　ERISA のインパクトと企業年金法制の改革論
第二項　ERISA 研究
第三項　自主運用と受認者責任
第二款　平成元年厚生年金保険法改正
第三節　受認者責任の「整備」
第二章　職域年金制度における信託制度の導入と問題
第三章　職域年金と信託法理との衝突
第四章　受認者責任の形成―信託法理の修正―
第五章　総括

（以上、六七巻三号）

（以上、六七巻四号）

（以上、本号）

第三款　厚生年金基金制度

適格退職年金制度が企業による退職一時金平準化の要望を契機に導入されたことは、前述した通りである。この制度が実施されると、多くの企業では退職年金制度を実施するようになり、我が国において企業年金制度が普及することになった。

しかし、適格退職年金制度の検討過程において、老後の所得保障を図るという点で同様の機能を果たす厚生年金との競合が問題とされたのも事実である。国会での審議において、この問題が取り上げられており、大蔵省としては、厚生年金制度を改革する際に適格退職年金制度と厚生年金制度との調整をするとの考えを示していた。このため、厚生年金制度の改革が問題になると、必然的に両者の調整が問題となる。この調整の結果として設計されたのが厚生年金基金制度である。同制度は企業年金制度としての機能を果たすとともに、厚生年金部分を代行する代行方式も採用されたことから、公的年金制度の機能を果たすことになるのである。もっとも、代行方式が採用されたとしても、年金財産の管理運用については、外部積立方式が維持され、適格退職年金制度から引き続き、信託銀行、生命保険会社が運用受託機関となり、管理運用を担うことになる。

第三款では、このような特徴を有した厚生年金基金制度の創設経緯について検討する。この制度の実施に至る過程の中で「なぜ適用除外方式ではなく代行方式を採用したのか」という問題が専ら議論されることになったものの、この点については先行研究[217]があることから、本稿では必要な範囲で取り上げるにとどまる。本稿が問題とするのは、創設の経緯において「厚生年金基金を設置するとして、なぜ基金を設置することとしたのか」、「なぜ適格退職年金制度と同様に、運用受託機関を信託銀行及び生命保険会社に限定したのか」という点である。この二つの問題を検討する理由は、厚生

年金基金制度が企業年金制度の基本的な制度とされ、後の確定給付企業年金制度の設計にあたって参考とされたこと、基本的な制度の類型（確定給付企業年金制度における基金型と規約型という類型）が厚生年金基金制度を念頭において作られたことから、これらを理解することが、我が国における企業年金法制及び企業年金制度の受認者責任を検討する上で必要であると考えたからである。

第一項　調整年金構想における運用受託機関[218]

一　調整方式の対立

(1)　昭和二九年の厚生年金保険法改正により、五年ごとに年金財政の再計算を行うこととされた。昭和三四年の第一回財政計算を経て、昭和三九年の第二回財政再計算を迎えると、当時の経済成長の進展、生活水準の向上もあって、厚生年金の給付内容を大幅に改善する必要性が広く認識されるようになっていた[219]。しかし、給付の内容を改善するということは、拠出額を引き上げることも意味する。このことから、適格退職年金制度を実施している企業側から、負担増加について問題が指摘されるようになった。前述したように、適格退職年金制度が設けられたのは、退職一時金の平準化について要望があったことに加え、厚生年金の給付水準の低さが背景にあった。厚生年金の脆弱性を見かねて適格退職年金制度を実施した企業側からすれば、増額した厚生年金の保険料をも負担しなければならなくなり、二重の負担を強いられることになる。こうしたことから、企業側としては、厚生年金と企業年金との負担を調整するよう要望することは自然な流れであろう。

(2)　この要望の結果、後述する厚生年金基金制度が実施されることになるが、その実現の過程には多くの困難が伴った。

主として問題とされたことは、厚生年金と企業年金との調整をどのように行うのかという問題、具体的には「適用除外方式」と「代行方式」とのいずれを採用するのかという問題があった。これらがいかなる方式であるのか説明すると、次のようになる。

① 適用除外方式

適用除外方式とは、「厚生年金保険法の適用を受けている事業所において、私的退職年金制度があり、その内容が厚生年金の老齢年金の報酬比例部分としての条件を満たしている時、国がその部分について厚生年金制度の適用を排除する方式」[220]である。この方式によれば、厚生年金保険以上の質の年金を提供すれば、当該企業は厚生年金保険制度から離脱する、すなわち、国家の規律から離脱することが可能になる。

② 代行方式

代行方式とは、「厚生年金保険法の適用を受けている事業所において、事業主と従業員が、厚生年金の報酬比例部分について、国以外の機関から年金の支払いを受けることを望むとき、国は保険料の払い込みを免除」し、国以外の機関は、「報酬比例部分につき国に代わり社会保険の一部として給付・反対給付、財務等の運用を代行する」方式である[221]。また、国以外の機関として予定されているのが独立の公法人としての基金であり[222]、代行部分について、基金が国の事務を代わりに行いつつも、国が最終的な責任を負うことになる[223]。この方式によれば、厚生年金保険の報酬比例部分について、国ではなく、基金が管理運用を行うことになるものの、国家の関与は一定程度存在することになる。

(3)　以上の二つの方式で対立が生じることになるが、方式以外にも問題がある。これらのいずれの方式を採用するとしても、積立金の運用という問題は残る。適格退職年金制度と同様に、厚生年金基金制度においても企業外積立方式が採用されれば、運用受託機関が信託銀行及び生命保険会社に限定され、いずれの方式でも運用機関は変わりがない[224]。この点について、適用除外方式あるいは代行方式を主張するグループは運用方法について、概ね次のような見解を有していた。

二　適用除外方式グループ

まず、適用除外方式を求めた日経連は、「退職金制度と厚生年金制度の調整[225]」と題する報告書において、この点について言及している。同報告書によると、適用除外の認可要件として、次の二つの要件が主として必要であるとしている[226]。

①　退職年金給付が同期間について厚生年金の比例給付額と同等以上のものであること

②　退職年金制度の財政が健全で、かつ安定していること

日経連は、この第二の要件との関係で、運用機関を信託銀行あるいは生命保険会社とするように提言している[227]。すなわち、「年金ファンドは、原資が一定の基準で毎年積立てられること、支払準備が十分であること、他に流用されないこと[228]」が重要であるとされ、基金は企業内積立ではなく、「信託あるいは生保その他政府が認める指定機関による積立制度をとる[229]」と言及されている。適格退職年金制度を踏襲し、信託銀行及び生命保険会社を利用した外部積立方式によって、内部積立方式に存在する流用リスクに対する予防を図ったものと推察される[230]。

三　代行方式グループ

一方、代行方式を支持するグループはどのようなことを主張していたのか。この点について、厚生省の見解を取り上げる。

(1)　厚生省の方針

昭和三六年六月一四日に厚生省保険局が作成した「企業年金の調整方法（案）[231]」によれば、厚生年金と企業年金の調整を認めつつも、法人格を有する年金基金の管理機関（厚生年金基金を指す）を設置して、当該機関に年金の管理を代行させる、と言及している[232][233]。

これに加えて、管理業務を行う機関がすべての業務を行うこととせず、効率的な事務処理及び管理コストといった点から、基金の財産をすべて信託財産として信託会社に委託する方針を示している[234]。

このように、代行方式を主張する厚生省においても、年金基金の管理運用には企業外積立方式を採用し、かつ、その運営スキームとして信託制度を予定していたのである。

(2)　実施に伴う問題点

もっとも、この代行方式に関連して、昭和三七年の間は、厚生省としては調整に踏み切るかどうかの最終的な結論が出ていなかったとされる[235]。その一方で、厚生省保険局厚生年金保険課内部では、調整を実施した場合の検討がなされていたようである。当時の担当者によれば、適格退職年金制度によって調整を行うとすれば、事業主が保険料を滞納した場合に強制的に保険料相当分を徴収する主体、権限がない点が問題とされたという[236]。このため、適格退職年金を参考に

した適用除外方式を採用せず、形式的にでも公法人を設立し、当該法人に強制徴収権を付与して年金の保全を図る方式が目指された、ということである[237]。

このようなこともあり、大蔵省と厚生省との協議が進められるとともに、厚生省内でも調整に向けた意見集約が進んでいった[238]。この結果、昭和三八年一〇月三〇日に、厚生省は「厚生年金保険改正法案要綱」（これについては後述する）を公表し、厚生年金基金の実施、代行方式の採用、年金財産の管理運用主体を信託銀行・生命保険会社とすること、が明らかにされた[239]。

四　代行方式における財産の管理運用に関する問題点

以上のように、適用除外方式にせよ代行方式にせよ、年金財産の管理運用についてみると、企業外積立方式を採用し、かつ、信託制度と生命保険制度を運営スキームとすることで一致していたのである。

もっとも、代行方式に係る議論には、次のような問題も指摘できる。代行方式を採用する場合、事業主とは別個独立の法人として基金を設立することになり、基金が年金給付に係る事務及び年金財産の管理運用に関する業務（の一部）を行うことになる。この制度設計について信託関係の観点からみると、基金を設立する事業主を委託者、基金を受託者とし、実際の運用については信託銀行に委託するという法律関係の設定も可能であるように思われる[240]（適格退職年金制度において問題とされた二重信託と同様の構造となるが、それについては問題がないとされたことから、このような形態を採用することにも問題はないと解される。これについて、第一章第一節第二款第五項脚注二一六参照）。このような制度設計を行った場合には、事業主による年金財産の目的外使用などのリスクは直ちに生じないことになりそうである。また、事業主とは独立している基金が受託者となるのであれば、適格退職年金制度のように、信託銀行を受託者と

する必要性はなくなるはずである。にもかかわらず、厚生省は適格退職年金制度と同様に、信託銀行・信託会社に管理運用を委ねることとした。そして、そのような制度設計をとる理由として、「効率的な事務処理及び管理コスト」を挙げていた。適格退職年金制度における議論を振り返ると、事業主による年金財産の流用といった目的外利用についての懸念から、企業外積立方式を採用すべきことが説かれていた。また、企業外積立方式を採用した場合には、信託銀行や生命保険会社が年金財産の管理運用にとって最適な主体であると論じられていた。しかし、厚生年金基金制度では、基金自身が受託者となる可能性があるにもかかわらず、それについては触れることなしに、「事務処理及び管理コスト」といった簡単な理由付けにより議論が進められている。この背景には、既存の適格退職年金制度に倣った制度設計をする方が実際的であるとの判断があると考えられる。だが、誰を受託者とするのかという問題は、年金財産の管理運用に関する責任主体を誰にするのかという問題につながる。これについて十分な検討がなされなかったことには、現状の企業年金制度における責任主体からすると、問題があったと考えられる。

以上の問題について、これ以降検討されることなく、厚生年金基金制度の実施に至る。

第二項　厚生年金基金法案と国会審議

一　法案における基金設立要件をめぐる問題

(1)　厚生年金基金制度における当事者関係

第一項で明らかになったように、適用除外方式にせよ代行方式にせよ、年金基金の管理運用について、信託銀行及び生命保険会社を運用受託機関とする点では一致していた。厚生省が公表した「厚生年金保険改正法案要綱」においても、

次のように言及されている。[241]

「基金は、年金規約の規定に基づく給付の支給を目的として信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）または生命保険会社と信託または保険の契約を締結しなければならないこと。この場合における信託または保険の契約は、加入員または加入員であった者を受益者または保険金受取人とするものでなければならないこと。[242]」

厚生省の見解においても、運用受託機関を信託銀行及び生命保険会社に限定しているのである。

なお、この見解には、運用機関の限定に加えて特徴的な事柄が指摘できる。先に見た適格退職年金制度では、事業主が委託者、信託銀行が受託者、従業員が受益者となる他益信託であった。ところが、右の要綱によれば、厚生年金基金制度では他益信託をとり、信託銀行を受託者とする点では適格退職年金制度と同様であるものの、基金を委託者、加入員または加入員であった者を受益者[243]とする法律関係をとる点が異なっている。[244]厚生年金基金制度は企業年金制度として適格退職年金制度と同様の機能を果たす。しかし、厚生年金保険制度を代行する点で、公的機能を果たすことになる点が異なっている。そして、この公的年金制度の機能を果たす点こそが、運営主体を事業主ではなく基金とした理由であった。このようなことから、公的年金制度の機能を果たす主体として、基金が位置付けられることになり、その結果として、信託関係における委託者としても位置付けられることになったといえよう。

このように、厚生年金と企業年金とを調整する制度として厚生年金基金制度が設置されること、運用受託機関は信託銀行及び生命保険会社であることとされ、この方針に沿って立法作業が進められていくことになる。

(2)　設立要件をめぐる問題

基金に関する基本的な法律関係は右のようなものであり、これらについては特に問題とされた形跡は見当たらない。問題とされたのは、基金の設立要件であった。厚生省案では、基金の設立にあたり、一、〇〇〇名以上の被保険者が存在することが必要であるとしていた[245]。この設立要件について、生命保険協会[246]、信託協会[247]、日経連[248]から不満が表明され、要望が述べられることになったのである。

しかし、これらの要望を受けても、厚生省の見解は変わることはなかった。厚生省は「厚生年金保険改正法案要綱」を基にして関係省庁との折衝を進め、昭和三九年三月四日に改正案要綱を社会保険審議会に諮問することになった[249]。この諮問を受けて、社会保険審議会では同年三月五日に総会が開催され、この総会以降、厚生年金保険法改正関係について、厚生年金保険部会で六回の審議がなされることになる。

もっとも、この部会審議において、厚生年金基金制度について労使の意見が対立することになった[250]。部会において対立が解消されることなく、公益、事業主、被保険者の代表各々の見解を併記して、総会に報告することになった[251]。四月一四日の総会において最終的に審議されたが、対立が解消されず、最終的に総会は部会長報告を以て答申に代え、同日、厚生大臣に対して答申を行うことになる[252]。

こうした手続きを経て、厚生年金保険法改正法案が国会に提出され、その成立が目指されることになる。

二　国会審議

昭和三九年四月二四日に厚生年金保険法の改正法案が閣議決定され、同月二八日に、国会に提出された。しかし、国会では国際労働機関八七号条約をめぐる紛糾により、審議がなされることなく、廃案となった。

昭和三九年一二月二一日、政府は四月に提出した法案と同一内容の法案を再び国会に提出した。法案成立までの流れは次の通りである。同法案が衆議院社会労働委員会で審議されたのは昭和四〇年三月一七日であった[253]。同年五月七日に衆議院において修正可決され、同日に衆議院本会議を通過して参議院に送付された。参議院では六月一日に再修正され、同日に衆議院に回送されて成立・公布された。

以上の国会審議をみると、四月二一日における衆議院社会労働委員会の審議以外に、厚生年金基金制度について、受認者責任に関わる観点から審議されていないことが確認された。このため、四月二一日の審議、とりわけ、竹内黎一委員と山本正淑政府委員（厚生省年金局長）との質疑応答に焦点を当てて取り上げることにする。なお、両委員の質疑応答について、①財産の管理運用主体、②基金設立の意味、③運用機関と被用者間の法律関係、の三点に整理して取り上げる。

① 財産の管理運用主体

竹内黎一委員により、厚生年金基金制度における財産の管理運用主体について質問がなされた。竹内委員は、年金財産の安全性という点で、信託銀行や生命保険会社に運用を委ねるのではなく、大蔵省の資産運用部などに委ねたほうが良いのではないか、と質問する[254]。

これについて、山本正淑政府委員は、次のように答弁する。

「御承知のように厚生年金の積み立て金は資金運用部に預託いたしまして、一定の利回りによって運用されているわけでございます。それから税制適格年金は信託銀行または生保会社に運用契約を結んで運用させておる。これは

信託銀行及び生命保険会社におきましては、たとえば一般の市中の金融機関よりは運用利回りがいいわけでございまして、そういう意味におきまして信託銀行と生命保険会社に限定いたしてあるわけでございます。今回の調整される企業年金の資金運用につきましても、予定利率を上回る運用、特に政府の場合には現段階におきましては六分五厘に運用されておりますので、六分五厘を上回る運用ということでなければ、下回る運用ということでは適当でないわけでございますので、そういう意味におきまして税制適格年金の例にならいまして信託銀行と生命保険会社の運用ということに限定したわけでございます。ただ厚生年金の報酬比例相当分にプラスアルファがつきますが、厚生年金の報酬比例相当分につきましては、そのうちの一部は政府の指示によりまして資金運用部の資金が運用されておると同様に、政府保証債を引き受けるといったような形で一般財投に協力をする、それからまた一部は還元融資という性格によって運用していくというふうな運用をいたしたい、かように考えております。[255]」

この答弁によれば、信託銀行及び生命保険会社に限定されている理由は、市中銀行以上の予定利率で運用されていること、政府が運用した場合の予定利率以上の運用を確保する必要があること、これらの観点から税制適格年金（適格退職年金）に倣ったこと、が挙げられている。この説明だけ見ると、適格退職年金制度における議論のように、企業外積立を図るといった年金財産を保全する観点ではなく、あくまで政府が運用した場合と同等の運用成果を担保するという観点から、信託銀行及び生命保険会社に限定したように読める。好意的に考えると、企業外積立は企業年金制度において当然の原理であると考えられたため、これについてあえて言及することはせず、その代わりに、運用の利回りが良いというメリットを強調することにしたとも考えられる。いずれにせよ、信託銀行及び生命保険会社に限定した理由について、適格退職年金制度の審議における説明とは異なっていることは明らかである。

② 基金設立の意味

次に、竹内委員は、基金を設立する理由について質問する。[256][257]

山本委員は、次のように答弁する。

「現在税制適格年金は事業主が主体になっておりまして、これは特別に法人的なものはつくってないわけでございます。したがいまして、これは純然たる私的のものでございますが、公的年金の中に取り入れて公的年金として取り扱うということになりますと、これを事業所が主体となって行なうというわけにまいりませんので、どうしても公法人としての基金というものを考えなければ、公的な扱いというものはできないわけでございまして、たとえば企業が掛け金を納めないといった場合に、租税の例によりまして滞納処分を実施するという権限を与えるという意味におきましても、公法人たる基金をつくるという形にせざるを得ないわけでございます。そういう意味におきまして企業自体が行なうというのは現在の税制適格年金におきましては可能でありますが、法律上の調整をいたしますとそういうわけにはまいらないということから、基金の構想をいたしたのでございます。[258]」

この説明をみると、前述した厚生省内における議論（第一章第一節第三款一項三参照）に沿った答弁をしているといえる。厚生年金基金制度は公的年金たる厚生年金を代行する制度である。そのため、企業が掛け金（厚生年金保険料）を納付しない場合には、滞納処分により回収する必要があるため、この権限を授権しなければならない。授権の観点から、公法人としての基金が必要となる。このような観点から、山本委員は基金の必要性を説いているといえる。

③　運用機関と被用者間の法律関係

更に、竹内委員は、こうした厚生年金基金における法律関係の中で、信託銀行及び生命保険会社と被用者との関係について質問している。

これについて山本委員は次のように述べている。

「あくまでも基金が公法上の主体でございまして、したがいまして掛け金の徴収の権利というものも基金にあるわけでございまして、基金は信託銀行、生保会社と信託契約なりそれぞれの契約を結ぶわけでございます。したがいまして、年金の受給者との関係におきましても、基金に対して受給者は年金を請求するし、基金が受給者に対して支払いの義務がある、こういう形になるわけでございます。ただ現実の問題といたしましては、その基金の業務をどの程度それぞれの信託銀行等に委任できるか、かような問題によって法律関係は処理されるわけでございます。[259]」

この説明によれば、基金と信託銀行及び生命保険会社間の契約関係が存在すること、基金と受給者は年金に関する請求と支払いという法関係が存在すると明らかにされるが、受給者と運用受託機関との関係については述べられていない。これらの説明（及び後述する厚生年金基金令）から信託関係について考えると、厚生年金基金制度においては、基金と信託銀行との関係は自益信託とされたものと解される。これは前述した「厚生年金保険改正法案要綱」において示された法律関係とは異なる。改正法案とは異なった法律構成がとられるに至った経緯について、説明がなされていないため不明確である。推測になるが、「基金に対して受給者が請求し、基金が受給者に対して支払う義務がある」という点がポイントになると考えられる。繰り返しになるが、厚生年金基金制度は基金が厚生年金について国家を代行する制度で

ある。基金が受給者から申請を受け、受給者に対して年金を支給することになる制度である。厚生年金基金制度において、基金が中心的な役割を果たすアクターと位置付けられる。他方、要綱で示されたような他益信託では、信託銀行が受給者に対して年金を給付することになるため、基金を中心的なアクターとする基本的な設計構想からは問題が生じる。そうであるからこそ、運用と給付という局面で区分けをし、前者については基金と運用受託機関が法律関係を形成し、後者については基金と受給者が関係する構造としたものと推測される(260)。

また、竹内委員が被用者と運用受託機関との関係について質問した意味が問題となる。「厚生年金保険改正法案要綱」では他益信託をとっていたことから、被用者と運用受託機関との関係は受益者・受託者関係となる。このため、運用受託機関が年金財産の管理運用の際に年金財産に損失を与えた場合、受益者たる被用者は受託者に対して損失填補等を請求することができる。これは従業員保護を図っているとの評価ができよう。しかし、自益信託となれば、被用者・運用受託機関関係は何等の法律関係がないことになる。これでは、運用受託機関の行為によって年金財産に損失が生じた場合など、被用者としては運用受託機関に対して信託関係に基づいて法的請求ができないことになる。こうした点を竹内委員は問題にしたと考える余地があろう（もっとも、以上の当事者関係は、代行方式を採用したことによって、基金が年金財産の管理運用・支給のすべてについて一元的に関与しなければならなくなったことを踏まえると、そのような法関係を採用せざるを得なかったという事情もあると推測される）。

この日以降、六月一日に法案が成立するまで、上記の問題に関連した厚生年金基金に関する質疑応答はなされなかった。

第三項　厚生年金保険法改正と厚生年金基金制度の実施

基金制度の概要を確認する。

和四一年九月二七日に、厚生年金基金令及び厚生年金基金規則が制定され、同年一〇月一日に施行された。以下では、て、厚生年金保険法第九章に規定された。また、厚生年金保険法改正に応じて、他の法令も整備されることになり、昭昭和四〇年六月、法律一〇四号による厚生年金保険法一部改正により、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会につい

(1)　関連法の整備

①　設立要件

基金の設立には、一、〇〇〇名以上の厚生年金被保険者が必要とされる（法一一〇条一項、厚生年金基金令一条）。適用事業所の事業主は設立しようとする事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得て、「規約」を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならないとされた（法一一一条一項）。この「規約」はその内容が法律上規定されており、代議会、役員、加入員に関する事項、「年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項」、「信託又は保険に関する事項」を定めなければならないとされた（法一一五条一項九号）。

このように「規約」は厚生年金基金制度の基本的な制度設計にかかわる事項を定めるとともに、給付の内容についても定めており、厚生年金基金制度の制度設計・運営について重要な機能を果たすことになる。しかし、この「規約」の法的性質については明らかにされていない(261)。

更に、当該適用事業所において使用される被保険者の三分の一以上が加入する労働組合が存在する場合には、先の同意に加えて労働組合の同意をも得なければならない（同条二項）。

こうした要件を充足した後に、厚生大臣の認可を求め、認可を得た時に基金が成立することになる（法一一三条）。

② 内部組織

基金の内部には代議員（法一一七条二項）により構成される代議会がおかれた（同条一項）。代議員の定数は偶数であり、その半数は設立事業所の事業主により、設立事業所の事業主及び設立事業所に使用される者のうちから選定され、他の半数は加入員の互選とされた（同三条）。加入員とは基金の設立事業所に使用される被保険者である（一二一条）。

また、理事及び監事が置かれる（一一九条一項）とともに、理事の中から理事長が選任されて（同三項）、理事長が基金を代表して業務を執行する（一二〇条一項）こととされた。この理事長等について、基金と理事長との利益が相反する場合には、理事長は代表権を有しないとされ、その場合には学識経験者の中から選任された監事が基金を代表することになる（一二〇条四項）。

以上の厚生年金基金における基金の役職員は、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなすとされた（一二一条）。

③ 管理運用に関わる契約内容

前述したように、基金の設立の際には規約の作成が必要となり、当該規約には「信託又は保険に関する事項」を記載しなければならないとされていた。これについて、他の条項においても、信託会社及び生命保険会社との間で信託契約、保険契約を締結しなければならない、と規定された（一三〇条三項）。

具体的な契約内容は厚生年金基金令二九条及び三〇条おいて規律されている。信託契約の内容について見ると、基金は信託銀行との間で基金を委託者兼受益者、信託銀行を受託者とする信託契約を締結することとされる（令二九条一項一号）[262]。この自益信託（委託者と受益者が同一人格）の形態をとる点が、前述した適格退職年金とは異なっている。

先の国会審議において、竹内黎一委員と山本正淑政府委員との間でなされた基金と被用者間関係に関する質疑応答の中で、山本委員は自益信託をとることを示唆する答弁をしていた。この答弁は、厚生年金基金令において、このような当事者関係を採用することを前提としていたのであった。

④　受認者責任

厚生年金保険法、基金令、基金規則のいずれにおいても、受認者責任に関わる規定が置かれていない。このため、管理運用に関する行為準則は、信託法制に委ねることになる。

⑤　厚生年金基金連合会の設立

次に、厚生年金基金連合会について第九章第二節に規定された。連合会の業務として、中途脱退者に対する年金の支給（一五九条一項）に加え、基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であって政令で定めるものを行うことができる（一五九条二項）と規定された。そして、厚生年金基金令四九条三号において、「基金の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究」と規定された。

このように厚生年金基金連合会が設立され、年金制度に関する調査研究が規定されたことは、受認者責任を検討する上で特筆すべきことである。というのは、後述するように、企業年金制度における受認者責任の議論の形成・発展に、厚生年金基金連合会が大きな役割を果たすことになるからである。

(2)　法改正後の状況

① 運用規制の整備

厚生年金基金制度の実施を受けて、資産運用上の規制も改正されることになった。政府は通達によって対応したが、この中で重要なのが大蔵省銀行局により発せられた通達「適格退職年金信託及び厚生年金基金信託の資産運用について」（昭和四一年一二月二六日蔵銀第一六九二号）[263]である。この通達は先の適格退職年金制度発足後に発せられた「企業年金信託の信託財産の運用について」を改めたものである。この通達によって、適格退職年金制度に対して課していた運用規制を厚生年金基金制度にも課すことにしたのである。平成九年に「五・三・三・二規制」の廃止が決定されるまで[264]、この通達が厚生年金基金の財産運用に関する規制の根拠となる。

② 厚生年金基金の実施状況

厚生年金基金が実施されると、厚生年金基金設置申請が一〇二件提出され、そのうちの八七件が認可されることになった。これが「第一号グループ」である。業種別にみると、百貨店、食品、金融機関、運輸などが多い。加入員総数は二八四、五二九名であり、加入員最多の企業は鐘紡の二七、五五四名である。基金の設立形態としては、単独設立が四八件、連合設立が三七件、総合設立が二件であった[265]。

制度実施当初の昭和四一年度は一四二基金、加入者数五〇万人であったが、厚生年金基金は昭和四〇年代に急増し、昭和五〇年代末には九二九基金、加入者数五三四万人にまで拡大する[266]。

(3) 問題点

厚生年金基金制度は、適格退職年金制度とは異なり、加入者等と運用受託機関との法律関係に断絶が見られる特徴が

ある。前述したように、厚生年金基金制度では、基金と運用受託機関との関係は基金を委託者兼受託者、運用受託機関を受託者とする信託関係を採用した。これを前提として加入者・受給者の視点に立つと、運用受託機関が財産の管理運用に失敗して年金財産を棄損させた場合、基金が信託関係に基づいて運用受託機関に対して損失填補責任を追及することが可能である[267]。しかし、年金制度における最大の利益享受主体である加入者・受給権者は運用受託機関と信託関係にないため、運用受託機関に対して信託契約に基づき損失填補責任を追及することはできない。また、厚生年金基金と加入者・受給権者間との間に年金支給契約が成立していると解することもできないことから、規約に定めた支給内容が履行されない場合、加入者・受給権者は厚生年金基金に対して法的責任を追及することが困難である[268]。加入者・受給権者が主体的に年金財産の管理運用に関与することが困難な制度設計となっているのである。

もっとも、このような制限は、厚生年金基金制度が厚生年金を代行するという通常の企業年金制度とは異なる企業年金制度であることから生じるものといえる。この点で、通常の企業年金制度と同様の考え方が直接妥当しない、あるいは、出来ないということはやむを得ないものとも評価することができよう。

次に問題となるのが、受認者責任のあり方である。厚生年金保険法をみると、管理運用に関わる行為責任として何等の規定も置かれていない。前述したように、厚生年金基金は代行部分及び企業年金部分の運営を行うものの、年金財産の管理運用は扱わず、それについては信託銀行や生命保険会社に委託することとしていた。このようなことからすると、厚生年金基金及び基金の理事等といった関係者に対して、年金財産の管理運用上の行為責任たる受認者責任を課すのかどうかということは問題になりえない。そのため、厚生年金保険法において、基金及び基金の理事等に対する受認者責任は規定されなかったものと考えられる（ただし、個々の運用受託機関の選任監督については法的責任が生じる可能性があることは指摘できよう。これこそ、後述する厚生年金基金の理事等の「受託者責任」として問題とされる事柄であ

る。）。

一方、信託銀行や生命保険会社に対しては信託業法をはじめとする規律が既になされている。このため、この時点ではそのような法令による規律に委ねることで十分と判断された可能性がある（ただし、序章において指摘したように、旧信託法には忠実義務が規定されず、解釈に委ねられていた問題があるため、当時の法律に委ねることで十分と判断してよいのかどうかは判断が分かれるであろう）。

いずれにせよ、これまでの検討により、厚生年金基金制度創設当初において、受認者責任に関する議論がなされていないことは確認できた。これは現在からみると残された問題であったといえよう。

第一節における検討結果

企業年金制度において信託制度が利用されるようになった経緯には、以下のことがあると明らかになった。まず、戦後のインフレの影響により、退職一時金の平準化が事業主から要求され、日経連・信託協会・生命保険協会といった業界団体において退職年金制度が論じられるようになった。信託協会がこの問題について関与することになったのが、企業年金制度と信託制度とのかかわりの第一歩である。

これらの業界団体の要望を受けて、政府内部において税制優遇措置のあり方を含めて企業年金制度の実施が論じられた。この過程において、母体企業と切り離した年金財産の管理運用が論じられるようになると、企業外積立方式が説かれた。この方式に適合的であったのが信託及び生命保険という二つのスキームであった。このようなことから、これらが適格退職年金制度において利用可能なスキームとされたのである。

しかし、この適格退職年金制度は厚生年金保険法改正までの措置という側面を有していたこともあり、企業年金制度の骨格を定めたとまでは言えず、企業年金制度が我が国において根付くには厚生年金基金制度の実施を待たねばならなかった。

厚生年金基金制度は適用除外方式を採用するかどうかで議論があったものの、年金財産の運用スキームとしては適格退職年金制度とは変わりがなかった。このため、信託及び生命保険に限定することは維持された（もっとも、このような限定は、あくまで事務処理上の便宜が理由であり、適格退職年金制度と同様にこれらの機関に財産の管理運用を直接委託しなければならない必然性はないことも確認された）。厚生年金基金制度は厚生年金との調整のために代行方式をとるとされた結果、大企業により利用されることが多く、我が国における企業年金制度を形作ることになった。以上のことから、厚生年金基金制度において資産運用スキームとされた信託制度が企業年金制度において大きな役割を果たすことになるのである。

もっとも、適格退職年金制度と厚生年金基金制度とは、そのアクターに関する法律関係が異なっていた。前者では事業主が委託者、信託銀行が受託者、従業員が受益者である他益信託とされた。従業員と運用受託機関との法的関係が存在したのである。その一方、厚生年金基金制度では当初そのような法律構成がとられていたものの、結果として成立した厚生年金保険法及び厚生年金基金令では厚生年金基金が委託者兼受益者、信託銀行が受託者となる自益信託とされた。適格退職年金制度とは異なり、従業員が除かれた点が特徴である。

自益信託か他益信託となるか、厚生年金基金との調整がなされるのかなされないのか、という点で違いはあるものの、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度において、信託をスキームとした年金制度の運営が実施されることになった。以上のような経緯から、我が国の年金制度において信託が資産運用スキームとして用いられるようになったのである。

ただし、以上の経緯において専ら問題とされたのは企業年金制度の制度設計であり、受認者責任について問題とされた形跡はうかがわれない。このようなことから、制度の運営が進展するにつれて、受認者責任について意識されるようになり問題化する。このような動向について、次に検討する。

(217) 増井・前掲注（1）二四八－二五六頁。
(218) 厚生省年金局企業年金課（監修）・前掲注（183）一七－一〇九頁。
(219) 厚生省年金局企業年金課（監修）・前掲注（183）一七頁、栗原丑基地「退職金・年金への労働組合の対応」季刊労働法別冊第一〇号『退職金・年金の運営』（総合労働研究所・一九八七年）三七－三八頁。
(220) 適用除外方式の定義について、増井教授の見解によった（増井・前掲注（1）二四九頁）。
(221) 代行方式の定義について、増井教授の見解によった（増井・前掲注（1）二五二頁）。
(222) 増井・前掲注（1）二五二頁。
(223) 増井・前掲注（1）二五二頁。
(224) もっとも、代行方式であれば、独立公法人としての基金が国家に代わって運営することになるため、その点では、適用除外方式と比較して、運用受託機関の関与の度合いが小さくなる、という違いがある。この点について、増井・前掲注（1）二五三頁。
(225) この報告書を入手することが出来なかったため、内容について、日本経営史研究所・前掲注（18）三一九－三二〇頁に掲載されている部分によった。
(226) 日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁。
(227) 報告書において「信託あるいは生保その他政府が認める指定機関」としており、信託銀行と生命保険会社のみ運用受託機関としているわけではなかった。もっとも、「その他政府が認める指定機関」とはどのような機関であるのかについては言及がない。日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁。

(228) 日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁。
(229) 日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁。
(230) 信託業界においても、この内部積立方式ではなく、外部積立方式である信託の利用を提言していた。例えば、三菱信託銀行は昭和三七年七月二七日に「厚生年金制度と企業年金制度の調整に関する問題点」と題する試案を厚生省に提出していた。同試案では適用除外方式を前提として基金の管理運用について、年金受給権確保の観点から信託型の企業外積立を原則とすべきであり、内部留保方式を採用しないことが要望されていた。以上について、日本経営史研究所・前掲注（18）三二一頁。
(231) 内容について、日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁によった。
(232) この管理機関について、昭和三六年一〇月二〇日付の厚生省資料「適用除外制度試案の問題点」によれば、「厚生年金基金」と仮称されており、昭和三七年六月二〇日に厚生省の局議大綱として「厚生年金基金構想」がまとめられた、とされる（日本経営史研究所・前掲注（18）三二一頁）。
　なお、厚生省内において厚生年金基金構想がまとまった時期について、これとは異なる見解が増井教授により指摘されている。増井教授は、当時の厚生省部内では企業年金と厚生年金との調整そのものに反対意見があり、昭和三七年時点では省内での意見集約がなされていなかった状況があり、まとまったのは少なくとも昭和三八年に入ってからであろう、という見解を示している（増井・前掲注（1）二五四－二五五頁）。
(233) 日本経営史研究所・前掲注（18）三二〇頁。
(234) 日本経営史研究所・前掲注（18）三二一頁。
(235) 厚生団（編）・前掲注（104）一五八頁［曽根田郁夫氏の発言］。なお、厚生省内部の動向について、増井・前掲注（1）二五四－二五五頁。
(236) 昭和三七年七月から昭和四〇年八月にかけて、厚生省年金局年金課課長補佐として厚生年金基金制度の立案に関与した中野徹雄氏によれば、次のようなことが指摘されている（厚生団（編）・前掲注（104）一六一頁）。

「……たとえば、税制適格年金を生保なり信託なりで作ったとします。そうした場合において、事業主が保険料を滞納し

た時、これを強制的に保険料相当分を取り立てる機能は全くないわけです。もちろん総合基金（資本関係を異にする複数の企業が集まり設立する基金であり、多くは中小企業協同組合などを母体として設立する基金とされる：筆者注）みたいなものを考えますと、中には払わないところだってあるだろう。それを強制権力で金を取り上げなければ年金を保全できないわけです。だけれども、私的年金の保険料負担の場合はそれは全くできないわけです。一方的に事業主が出すか出さないか、随意だということです。もちろん事業主の労働組合に対する約束はあるのだけれども、しかしそれを保全する組織がないわけです。いざとなった時に金を払わなかったらそれっきりではないか。」

(237) 厚生団（編）・前掲注（104）一六一頁［中野徹雄氏の発言］。この検討の際に参考にされたのは、健康保険組合であることが中野氏の発言から知ることができる。

(238) もっとも、厚生省内においても調整に反対する見解が存在した。例えば、大臣官房企画室から調整を行うことについてクレームがついたとされる。厚生団（編）・前掲注（104）一六〇頁［曽根田郁夫氏の発言］。

(239)「厚生年金保険改正法案要綱」の詳細な作成経緯について明らかにならなかった。

(240) ここではERISAの基本的な考え方を参考にした議論をしている。ERISAでは次のような構造を採っている。事業主や従業員団体といった集団が委託者となり、従業員・受給権者といった受益者のために、ある者を指名受認者として任命し、年金財産の管理運用を託する。そして、指名受認者は財産の運用について信託受託者や投資マネージャーに委任する（以上のERISAの概要について、序章第二節参照）。

以上のような考えからすれば、厚生年金基金制度においてもそのような構造を採用する基礎が存在していたにもかかわらず、全く検討された形跡が見当たらないことは興味深い。

(241)「厚生年金保険改正法案要綱」はその全文が生命保険史料・前掲注（137）二九八－三〇八頁に収録されている。

(242) 生命保険史料・前掲注（137）三〇二頁。

(243) 適格退職年金制度では従業員を受益者として定めるのみであった点で違いがある。同制度における受益者について、第一章第一節第二款第五項一で言及した。

(244) もっとも、後述するように、この法律関係は変更されることになる。

(245) 具体的には次のように定められていた。要綱では設立規模について「第六　企業年金との調整に関する事項　三　基金

の設立」において「政令で定める数以上の被保険者」とし、その政令で定める数について概ね一、〇〇〇名以上であることとするとしている。また、要綱にある「厚生年金保険基金認可方針大綱」には設立形態に応じた人数要件が次のように記してある。①企業単独設立の場合には被保険者が常時一、〇〇〇名以上であること、②連合設立の場合には加入者となるべき被保険者の総数が常時二、〇〇〇名以上で、かつ、中心となるべき企業について、一、〇〇〇名以上、他の企業について三〇〇名以上であること、③総合設立の場合、加入者となるべき被保険者の総数が常時三、〇〇〇名以上で、かつ、個々の企業について三〇〇名以上あること、と定めている。生命保険史料・前掲注（137）三〇一及び三〇五頁。

(246) 生命保険協会は昭和三八年一二月四日に日経連に対して「厚生省案に対する意見（日経連への要望事項）」と題する意見書を提出し、「今回の調整は適用除外と呼び、代行と称しても、いずれにしても社会保障の代行を行うものであるから、その運営においても、取扱機関により差のあるべきものではない。」と述べ、人数要件により取扱機関に差を設けるべきではない旨を主張していた（資料「調整年金構想（厚生省）に関し日経連へ要望」生命保険協会会報四五巻一号（一九六五年）一一八－一一九頁、増井・前掲注（1）二六二－二六三頁）。

また、これと同内容の要望書（「基金認可方針について等」）を一二月一九日に厚生省にも提出し、人数制限が不合理であると伝えている。厚生省案にある一、〇〇〇名以上という制限では調整年金を利用できるのが一部の企業に限られてしまうことを問題にしている。その上で、適格退職年金制度では二五人以上で利用可能であったため、この水準に合わせるよう、次のようなことを述べて要望する（以上の要望について、生命保険史料・前掲注（137）三一九頁に掲載されている）。

「厚生省の案では一、〇〇〇人以上とされているが、これは適格退職年金の例からみても実情に副わないものである。規模の小さい企業については、生保会社の設ける総合設立基金に加入する方法により、厚生年金適用対象企業のすべてが、任意に調整しうるよう取扱われたい。」

大企業よりも中小企業の方が調整年金への要望が強いことが背景にあると解される。

他方、生命保険協会がこのような不満を表明した背景には、次の事情もあると考えられる。信託は大規模な企業に利用されている一方で、生命保険は比較的小規模な企業において利用されている。そうであれば、法案で要求されている一、

○○○名以上という人数は大規模な企業にとっては充足し易い。その点から、信託業界にとっては制度を利用する上で支障がない。しかし、生命保険にとっては、そのような要件を充足することは困難である。このようなことから、生命保険協会は、こうした人数要件について不満を抱いたのであろう。

以上の生命保険協会の要望に対して、厚生省側の認識は次のようなものであった。山本正淑氏（当時の厚生省年金局長）は、厚生省側の生命保険業界の不満に対する認識について述べている。山本氏は厚生省の原案について生命保険協会が不満であったとし、次のように指摘している（厚生団（編）・前掲注（104）一八〇頁［山本正淑氏の発言］）。

「……生保が非常に不満だったのだよね。……信託には非常に有利だが、生保が基金を扱うにはやりにくいような仕掛になっていると言って大分言われたよね。」

「……生保がやりにくいと言うのは、生保が何十人以上がどうだかと言って……。」

この山本発言について、当時の年金課長補佐であった中野徹雄氏は人数の問題であることを指摘し（厚生団（編）・前掲注（104）一八〇頁［中野徹雄氏の発言］）、加えて、当時の年金課長であった曽根田郁夫氏は「結果的に千人だからということかな。」と発言している（厚生団（編）・前掲注（104）一八〇頁［曽根田郁夫氏の発言］）。この山本発言について、増井教授も指摘しておられる（増井・前掲注（1）二六二頁）。

後述するように改正された厚生年金保険法では一一〇条において設立のために必要とされる人数について政令で定めることとし、同法を受けて、厚生年金基金令一条では一、〇〇〇名以上と定められたことから、最低限必要とされる人数について減少されることはなかった。

(247) 信託協会は「調整年金に対する信託協会の要望書」を公表した（要望書は生保協会史料三〇八－三一〇頁に掲載されている）。この要望書によると、基本的な人数要件については一〇〇名以上としている。一〇〇名以上とした理由についても次のように述べられている。

第一の理由として、人数要件は年金財政上の数理的安全性から考慮されるべきであり、そうした考慮がなされている適

格退職年金制度では一〇〇名以上を要件としていることから、調整年金においてもこうした基準が尊重されてしかるべきこと、を挙げている。

第二の理由として、中小企業にも調整年金の要望があることを挙げている。調整年金に対する中小企業の需要を示すために、信託協会は適格退職年金制度を実施している中小企業の数を指摘している。昭和三八年九月末時点における適格退職年金制度実施企業数は三二三社あり、そのうち、加入者数一、〇〇〇名以上の企業は一二社、三〇〇名以上一、〇〇〇名未満が三七社、三〇〇名未満が二七三社に及んでいた。こうした数字からも中小企業において企業年金制度の需要があり、中小企業を対象とするためにも基金の設立要件を緩和するよう要望しているのである（以上の信託協会の要望について、生命保険史料・前掲注（137）三〇八頁）。

(248) 日経連は「厚生年金と企業年金との調整構想」と題する意見書においても取り上げている（この意見書は、生命保険史料・前掲注（137）三一〇－三一二頁に掲載されている）。それによると、明示的に人数要件について言及していないが、基金の設立要件について取り上げており、これについて、信託協会と同様に適格退職年金と同様の基準にするよう要望している（生命保険史料・前掲注（137）三一一頁）。

(249) 厚生省年金局年金課＝社会保険庁年金保険部厚生年金保険課（編）『厚生年金保険法解説［改訂版］』（法研・一九九六年）三五頁。

(250) この対立の背景には、厚生年金保険法改正法案が大幅な給付の改善（いわゆる一万円年金）を予定していたことがある。昭和三七年に社会保障審議会は「社会保障制度の総合調整に関する勧告」において、国民の生活水準、賃金水準に比較して厚生年金の水準が著しく低位であることを問題とした。これを受けて、政府において、標準的な老齢年金の額を月額一万円とすることを柱とした厚生年金制度の改正が検討されていた（以上について、吉原健二＝畑満『日本公的年金制度史』（中央法規・二〇一六年）六二－六三頁）。

このような背景もあり、事業主側は、この給付の改善の前提として、厚生年金と企業年金との調整を主張していた。他方、労働者側は、両制度の調整は厚生年金の社会保障的機能を後退させることになり、社会保障を充実させるという観点からすると、調整年金の実施はこれに逆行すると主張した。

このように、厚生年金の調整と厚生年金の充実とのどちらを優先して行うのかで、両者の見解が対立していたのであっ

た（以上の事業主側と労働者側の対立について、日本経営史研究所・前掲注（18）三二三頁）。

（251）もっとも、厚生年金基金の資産の管理運用について、各々の代表も概ね意見が一致したとされる。厚生省年金局年金課＝社会保険庁年金保険部厚生年金保険課・前掲注（249）五六頁。

（252）以上の経緯について、増井・前掲注（1）二六五頁。なお、審議会の答申について、「時報」生命保険協会会報四五巻二号（一九六五年）八五－八九頁において掲載されている。

（253）以上の経緯について、増井・前掲注（1）二六七頁。

（254）具体的には、次のような質問をしている（昭和四〇年四月二一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録第二一号一七頁）。

「厚生年金にかかわらず、一般に保険の積み立て金の運用というものは非常に重要な問題でございまして、従来からもいろいろと論議があるわけでございます。今回調整年金の資産運用というものは、この法案によりますと、生命保険会社あるいは信託銀行に行なわせる、この二つに限定しているわけですが、しかし民間のそういった運用にまかせるよりも大蔵省の資金運用部への預託といいますか、そういうまだまだ安全な方法もあるのではないか。そういう意味におきまして生保なり信託銀行にやらせるというふうに限定した理由はどこにあるかを明らかにしていただきたいと思います。」

（255）昭和四〇年四月二一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録第二一号一七頁。

（256）具体的には、次のような質問をしている（昭和四〇年四月二十一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録第二一号一七頁）。

「ただいま健康保険組合の話がちょっと出たわけですが、今回調整の方法としては基金と申しますか、特別法人による代行方式を採用していただいたわけです。しかし、考え方としては、これは健保の組合にやらせるとか、あるいは私企業にまかせる適用除外方式というものも考えられるわけですが、基金による方式とする特別な理由は何かあるわけですか。」

（257）この質問以外に、次のような質疑応答がなされている（昭和四〇年四月二一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録

第二一号一七－一八頁）。

竹内委員は、次のような質問をする。

「またその生保、信託の問題に返りますが、生保、信託に限定するならば、わざわざ基金を設ける必要もないじゃないかという議論も私は出てくるかと思うのです。いまの適格年金と同じようにやっていっていいじゃないか、こういう議論も出てくると思うのですが、もう一度その点を御説明願いたい。」

これについて、山本政府委員は次のような答弁をした。

「税制適格年金の例によりまして、事業主が直接に信託銀行なり生保会社と契約するといった形で運用できるじゃないかという御主張はあるわけでございます。ありますが、事業主自体が運用するということにいたしますと、先ほど申し上げましたように、掛け金の滞納の場合における滞納処分というものを事業主にやらすというわけにもまいりませんし、そういった公的な性格というものをこの場合には税制適格年金と違いまして持たす面が多々あるわけでございますので、そういう意味から申しましてやはり公法人という公法上の権利主体というものを明確にするということが適切である、かように考えた次第でございます。」

以上の質疑応答は、本文で取り上げた基金設立の意味と同様、滞納処分の権限を授権する観点から、制度の実施主体を事業主ではなく、基金としなければならないことが理由であるとする。

(258) 昭和四〇年四月二一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録第二一号一七頁。

(259) 昭和四〇年四月二一日第四八回国会衆議院社会労働委員会議録第二一号一八頁。

(260) 運用と給付という一応の区分けは確定給付企業年金法においても踏襲されている。しかし、明確に区分けされているわけではない。このようなことが、序章で指摘したように、同法における受認者責任の不明確性につながる要因と考えられる。

(261) 序章第二節第一款第二項一（1）①脚注（83）において、確定給付企業年金制度における規約の法的性質・機能について、

既に指摘している。ここでは、厚生年金基金制度における規約について取り上げることにする。

確定給付企業年金制度と同様に、厚生年金基金制度においても規約の法的性質を問題にする理由は、事業主と加入者、労働組合の合意により基金が設立されるとして、設立された基金と加入者には契約関係が成立しているのではないのか、契約関係が成立するとすれば、この規約が契約内容となるのではないのかが問題となるためである。

この規約の法的性質・機能について、立法段階において議論されていないことから、問題として意識されていないようである。厚生省年金局企業年金課（監修）・前掲注（183）一八六－一八九頁及び二四一－二四七頁では、規約に定める事項や被保険者及び労働組合の同意について説明されているものの、規約の法的性質について説明されていない。このようなことから、規約の法的性質について、行政解釈としてはいまだ明らかにされていないといえよう。

一方、学説では、森戸英幸教授の論稿以外に検討された様子はうかがわれない。森戸教授は、年金支給に関わる法的関係について契約として構成して説明を試みる中で、規約について次のような見解を示している。

まず、森戸教授は、規約型ＤＢ制度における規約について、二つの見解を示す。第一の見解として、規約が事業主により一方的に定められることに着目して、「事業主が作成するものであるので、規約中の規定の大半は法的には就業規則の一部であると考えてよいだろう」と指摘する。

第二の見解として、規約が就業規則と同様に解されない場合には、序章第二節第一款第二項一脚注（83）において取り上げた松下電器産業グループ（年金減額・大阪）事件（大阪高判平成一八年一一月二八日 労判九三〇号二六頁）、松下電器産業（年金減額・大津）事件（大阪高判平成一八年一一月二八日 労判九三〇号一三頁）を参照して、「規約が合理的でかつ周知されていれば，たとえその具体的内容を知らなくても，規約の定めが加入者・受給権者に関する年金支給契約の内容になると考えることは可能である」と述べる。すなわち、就業規則の一種と解するとしているのである。

以上の見解を前提として、厚生年金基金制度の場合について検討している。もっとも、後述するりそな銀行事件（東京高裁平成二一年三月二五日・労判九八五号五八頁）で示された判示と同様に、基金と加入者・受給者間に、厚生年金基金規約を内容とする年金支給契約が存在していると考えることは困難である見方が示されている。そして、規約についてそれ以上の言及は見当たらない。

以上の森戸教授の見解について、森戸英幸「企業年金と契約」季刊社会保障研究四五巻一号（二〇〇九年）五五頁以下。

(262) 概要について、厚生省年金局企業年金課（監修）・前掲注（183）三四一－三四四頁で説明されている。

(263) 具体的な内容については、銀行局金融年報別冊・銀行局現行通達集昭和四二年版一五〇－一五一頁。

(264) 平成九年一二月二五日の厚生年金基金規則等の一部を改正する省令（平成九年厚生省令第九一号）による。この運用規制の廃止について、資料「基金資産運営で省令改正」週刊社会保障一九七五号（一九九八年）五四頁において、簡潔ながら経緯が説明されている。

(265) 以上の概要について、第一生命・前掲注（5）八〇－八一頁を参照した。

(266) 厚生省五十年史編集委員会（編）・前掲注（78）一四二〇頁。

(267) 旧信託法二七条において、受託者の損失填補責任、信託財産の復旧責任が規定されていた。一方、新信託法では四〇条において、受託者の損失填補責任、原状回復責任を規定している（これらについて、序章第二節第一款第一項一(2)①において引用する脚注（75）も参照されたい）。

(268) 厚生年金基金に係る規約を基にして、厚生年金基金と受給者間に年金支給契約が成立するかどうかについて、契約関係の成立を否定する裁判例がある。脚注（261）で指摘した、りそな銀行事件では、厚生年金基金と受給者間の関係について、次のような判断を示している。

「老齢年金給付（加算部分）は企業年金制度の一形態であり、その制度設計は本来的に厚生年金基金の団体的な意思決定である規約により定められ、母体企業から独立した法人格である同基金によって、代行部分の給付と共に管理運営されるが、同基金には、集団的、持続的、客観的運用が求められるところから、国は公益的観点から認可をとおして、規約を規制し、老齢年金給付（加算部分）についても、政府が管掌する保険給付と同様の方式を採用したものである。厚生年金基金と受給者との法律関係は、個別契約ではなく、法令と同基金の規約とによって規律される。」

このことから、裁判例では、厚生年金基金と受給者間には契約関係はないと解されている。なお、本件の判例評釈として、畑中祥子「判批」白鴎大学法科大学院紀要三号（二〇〇九年）三六九頁、上田憲一郎「判批」季刊労働法二二九号（二〇一〇年）一九七頁等がある。

第二節　受認者責任の導入

第一節では、年金制度と信託制度との関わりについて焦点を当て検討した。その検討から退職一時金の平準化を契機として適格退職年金制度が実施されたこと、厚生年金の給付改善に伴い企業年金制度との調整をする必要から厚生年金基金制度が実施されたこと、当該制度では適格退職年金制度から引き続き信託会社及び生命保険会社が運用受託機関とされたこと、が明らかになった。以上のような経緯により、企業年金制度と信託制度とが結合したのである。

このように年金制度と信託制度とが結合した経緯が明らかになったものの、本稿の問題関心から、次に検討しなければならないことは、年金制度における受認者責任である。序章第二節で指摘したように、我が国における企業年金制度において受認者責任が本格的に問題とされるようになったのは、平成九年に「厚生年金基金の理事等の受託者責任ガイドライン研究会報告書」が公表されたことによる。同報告書において、それまで不明確とされていた厚生年金保険法上の基金の理事等が負う「受託者責任」（本稿でいう受認者責任）について、ガイドラインという形式ではあるものの、明確にされた。この報告書以降、「受託者責任」が企業年金制度において広く論じられるようになり、最終的に、二〇〇一年の確定給付企業年金法により一応の整備がなされることになる。

もっとも、この受認者責任について、序章において、確定給付企業年金法上の規定には理論的に問題があると指摘した。このような理論的な問題が生じた背景には、いかなる要因があるのか。これが問題になる。第一節において厚生年金基金制度発足まで検討したが、同制度の創設に至る議論において受認者責任について論じられた形跡はなかった。そのようなことからすると、厚生年金基金制度発足以降、受認者責任が問題にされるようになったと考えられる。このため、同制度発足以降の議論状況を取り上げ、検討する必要がある。

以上のことから、第二節では、厚生年金基金制度発足以降、受認者責任についていかなることが論じられるようになったのかを明らかにすることが課題となる。

ただし、検討にあたり留保することがある。実は、この問題は企業年金制度において当初は主たる問題ではなかった。企業年金制度において当初は論じられることが少なく、ERISA研究の一部として取り上げられていたにすぎなかったからである。しかし、企業年金制度、とりわけ厚生年金基金制度において基金の自主性、すなわち、基金による年金財産の自主的な運用について説かれるようになると、自主的に運用するからには基金における運用担当者の責任を論じる必要が生じ、そこから企業年金制度における受認者責任が論じられるようになった経緯がある。このようなこともあり、受認者責任に関する議論は基金による自主運用と切り離すことができない問題である。

このため、第二節では、基金の自主運用を巡る問題と併せて受認者責任について検討することになる。具体的には、以下の通りである。

第一款では、一九七〇－一九八〇年代の動向、具体的には、厚生年金基金制度発足から、一九八九年の厚生年金保険法改正までの受認者責任に関する動向を検討する。受認者責任に関する議論は第三節で取り上げるガイドライン研究会において本格的に論じられることになるのであるが、この一九八九年厚生年金保険法改正までの間に、年金制度における受認者責任に関する検討が進められており、その議論が、一九九〇年代における受認者に関する議論の下地となっている。そうしたことから、この時期の議論状況を明らかにすることは、九〇年代の議論を検討するために必要な作業であると考えられるからである。

第二款では、以上のような議論を経て一九八九年に改正された厚生年金保険法について取り上げる。厚生年金保険法では受認者責任についていかなる考慮から規定されることになったのか、また、どのような形で規定されることになっ

たのか。これについて明らかにする。

第一款　一九七〇－一九八〇年代の動向

適格退職年金制度及び厚生年金基金制度は、法人税法及び厚生年金保険法により運用受託機関が信託銀行及び生命保険会社と定められたものの、善管注意義務及び忠実義務といった受認者責任は信託法制により規律されていた(1)。事業主や厚生年金基金が直接年金財産を運用していたわけではなかったので、適格退職年金制度にせよ、厚生年金基金制度にせよ、その根拠法において受認者責任を規定する必要はなかったのである。

しかし、昭和四〇年に厚生年金基金制度が実施され、平成元年に厚生年金保険法において受認者責任が規定される間の二〇年余り、受認者責任が全く論じられなかったわけではない。実は、一九七〇年代後半になると、アメリカ合衆国の従業員退職所得保障法（以下、ERISAとする）のインパクトもあって、我が国においても受認者責任が検討されるようになったのである。

このようなこともあり、以下ではERISAを契機とする受認者責任の検討状況について取り上げる。もっとも、検討するとしてどのような素材を検討対象とすべきか問題となる。これについては、第一節で日経連、信託協会、生命保険協会といった業界団体の動向を検討対象としたこととは異なり、ここでは専ら厚生年金基金連合会の動向を検討対象とする。厚生年金基金連合会は企業年金の動向を調査・検討する公的機関として昭和四〇年厚生年金保険法改正により設置されたことは前述した。こうした形式的な理由に加えて、厚生年金基金連合会は業界団体と連携して企業年金制度の政策提言を行ってきたこと、厚生省との人的結合が密接であり(2)、企業年金制度の政策形成において大きな影響を与えた(3)

と考えられること、が挙げられるからである。

第一項　ERISA のインパクトと企業年金法制の改革論

一　企業年金制度における二つの問題

厚生年金保険法改正により、厚生年金基金制度が実施されるようになり、厚生年金基金を設立する企業が増加していったことは前述した通りである。こうした状況は、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度の創設にあたり参考にされた欧米諸国と同様に、我が国においても企業年金制度が定着しつつあることを示しているといえよう。

しかし、制度が着実に普及・充実していくにつれて、新しい現象が二つ生じた。第一の現象は、企業年金制度の先進国たるアメリカに端を発した。一九七四年の ERISA の制定である。同法はスチューード・ベイカー事件を契機に、従業員の受給権確保のために制定された法律である。[4] 同法では受給権保護を規定することに加え、年金基金を管理運用する受認者（fiduciaries）の行為責任を規定していた特徴がある。それ以前に企業年金制度を統一的に規律した制定法がなかった当時において、ERISA は企業年金制度における運営の観点から注目されることになる。[5]

第二の現象は、日本国内において生じた。企業年金制度が着実に発展していく中で、厚生年金基金制度において自主運用[6]及び自家運用[7]が要望されるようになったのである。我が国の適格退職年金制度及び厚生年金基金制度では税制上の優遇措置、設立要件、行政による監督などについては法律上規定していたが、前述したように、企業外積立方式が採用された結果、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度を採用する企業及び厚生年金基金自身は直接年金財産を運用できない。このようなことから、企業年金の管理運用について企業、とりわけ、厚生年金基金の自主性、主体性がないこと

が問題とされ、各制度の状況に応じて、柔軟な管理運用が目指されるようになったのであった。

これら二つの問題が企業年金改革の必要性につながり、厚生年金基金連合会において検討されることになったのである。(8)

二　連合会における議論と「企業年金の望ましいあり方」

(1)　総合企画委員会

昭和五一年五月一四日、厚生年金基金連合会内部において、総合企画委員会が開催され、昭和四九年以来検討されてきた厚生年金基金の制度改善に関する審議メモが発表された。(9)このメモの趣旨について、「今後の基金の方向について問題点を指摘し、審議検討を願う」というものであると説明されている。(10)

こうした趣旨から、厚生年金基金の展望が示されている。この中で、「厚生年金基金の基本的性格」、「諸外国の状況」など一二の問題点が指摘されている。これらの問題点を指摘している特徴として、欧米における年金制度との比較の観点で論じていることが指摘できる。比較対象の欧米諸国として、メモには西ドイツ、アメリカ、ニュージーランド、スウェーデン、フランスが挙げられている。(11)とりわけ、アメリカと西ドイツについてはそれぞれ一九七四年、一九七五年に企業年金法が制定された点を言及していること、アメリカでは積立方式で運営されている一方で、西ドイツではそうではないことが言及されている点が特徴的である。(12)

アメリカが積立方式である点に着目したからであろうか。受給権保護、資産の管理運用といった問題について論じている点が、これまでの企業年金制度の議論とは異なる。まず、現行法上、受給権が保護されていないことを取り上げ、何らかの方策を設ける必要性があるとする。(13)次に、年金資産を運用するとしても、運用受託機関が信託会社または生命

保険会社に限定されており、安全確実に運用しなければならない趣旨からそのように定められた点は理解できるものの、基金の主体性とかかわりなく運用されている点を問題にする[14]。そして、そうした問題を解決する必要性が今後高まってくるという見通しを示し、資産の一部について自主管理を認める要望が現れる可能性を示唆する[15]。

右の指摘のうえで、審議メモでは次のような解決策が示されている。まず、年金財産の運用制限を可能な限り撤廃することである。次に、資産の一部について、範囲、運用方法を定めたうえで、自主的な管理運用の途を開くことである[16]。

以上のような提言に対して、総合企画委員会では具体的な検討がなされなかった。しかし、これらの問題は基金にとって重要であることから、同委員会に小委員会を設置して検討することとした[17]。

(2)　基本問題検討小委員会

これを受けて設置されたのが、基本問題検討小委員会である。同委員会において基金のあり方について検討されることになる。

一方、昭和五二年一二月九日に厚生大臣の諮問機関である年金制度基本構想懇談会から中間意見が出され、また、同月一九日には社会保障制度審議会から「皆年金化の新年金体系」が建議されたことを受けて、連合会内部で従来の検討を発展させる必要性が生じた。

このようなことから、昭和五三年一月、基本問題検討小委員会で、今後の基金制度の問題に関して基金関係者に加えて、母体企業関係者、学識経験者を含めた「企業年金問題懇談会」を設置して検討を進めていくこととされた[18]。

(3)　企業年金問題懇談会と報告書「企業年金の望ましいあり方」

同年二月、「企業年金の望ましいあり方」を検討するために、企業年金問題懇談会が設置された。座長は平田富太郎博士である。メンバーは学識経験者、企業関係者、基金関係者及びアクチュアリー（年金数理人）であった[19]。この懇談会で検討された答申が同年一〇月六日に提出された[20]。答申では、基金の自主性について、「国は企業年金の育成と発展を促進するために、単に税法上の優遇措置の一層の改善のみならず、もっと広範かつ積極的に育成をふくむ各種の措置を講ずるとともに、もっと企業の自主性と創意を尊重することが必要であ」ると述べるにとどまっている[21]。この有り様を見ると、前述した審議メモから後退した印象を受ける。

以上の議論をみると、財産の管理運用に関する一般論にとどまっていたと評価できる。もっとも、こうした一般論にとどまる言及が次第に変化していくことになる。その主たる要因はERISAの研究が進み、諸外国における企業年金制度の理解が深まったことによる。これについて、次に検討する。

第二項　ERISA研究

(1)　ERISA研究の活発化

一九七四年にアメリカにおいてERISAが成立すると、我が国においてもERISAに対する関心が高まり、厚生年金基金連合会、信託協会、生命保険協会をはじめとして、様々な調査が行われることになる[22]。

以下では、厚生年金基金連合会がERISAについて調査した動向を取り上げることにする。このような作業を行う理由は、同連合会が企業年金法制の整備について主導的な役割を果たしてきたことが挙げられる。実務において受託者の

責任についてどのような研究がなされていたのかを理解することは、その後の受認者責任に関わる議論を理解するためには必要な作業であろう。

厚生年金基金連合会は、昭和五三年に「米国における私的年金の主要問題」と題する報告書[23]、昭和五五年に「欧米四ケ国における企業年金の受給権保証保険制度」と題する報告書[24]、昭和五七年に「欧米における受給権保証保険制度の動向：支払不能保険に関する保険者国際会議から」と題する報告書[25]を公刊している。これらのことから、連合会による欧米を中心とした企業年金制度に関する研究が活発化している状況が確認できよう。

(2) 報告書「米国における私的年金の主要問題」

これらの報告書の中で、特に、「米国における私的年金の主要問題」は、他の報告書と異なり、ERISA を主たる研究対象とし、とりわけ、受認者責任について検討していることから、この報告書を取り上げることにする[26]。

報告書中、「8. 受託者（Fiduciary）の責任について」という項目を立てて、次のようなことを述べている[27]。

まず、ERISA は「年金プランの管理運営や年金資産の管理、割当、処分について責任と権限をもつ者を『受託者』として非常にきびしい責任を課した」ことが明らかにされる。そして、ERISA によれば「『指名受託者』（本稿でいう指名受認者である。序章第二節参照――筆者注）を任命しなければなら」ず、「指名受託者はそのプランに関して加入員と受益者の利益を守るためにのみ行動し、加入員と受益者の給付を保障するため資産を保全し、又合理的な運営管理費を支弁するために、あらゆる義務を負う」ということ、そして、「この義務を果たすに当たっては、いわゆる賢者の原則（Prudent Man Rule）に従わなければならない」と説明している[28]。序章第二節で取り上げたように、ERISA の構造として指名受認者が制度運営上の要となることを的確にとらえている。加えて、指名受認者には数々の厳格な義務が

課せられ、それらの義務の中で、とりわけ「賢者の原則（Prudent Man Rule）」に従うことが重要であるとしている。

この「賢者の原則（Prudent Man Rule）」について次のように説明している。

「受託者は、同様の知識と能力をもった賢者ならば、同様の性格と目的をもつ企業の行動と同じ程度に、注意深く、手馴れた、思慮深い、勤勉な行動をとって、これらの義務を履行することが要求されるのである[29]」

加えて、この義務について次のような例示をしている。

「受託者は自分自身の利害のためにプランと取引を行うことは禁じられ、プランの利害関係者（プランを設置した事業主、プラン加入者、関係労働組合やプランの職員）を相手方として売買を行ったり、贈り物を受取ったり、年金資産の中からお金を貸したりする取引をしてはならないし、又資産の運用に当たっては巨額の投資損失を極小化するために投資の多様化に努めなければならない。事業主の発行する証券又はその不動産への投資は年金資産の一〇％を超えてはならない、と定められた[30]」

このように、ERISAにおける指名受認者の役割と責任という法的問題について端的に述べられている点が、これまで問題とされていた動向とは異なっている。これは本報告書が企業年金についてこれまでとは異なる段階の問題に関心を向けるようになったことを示すものであるといえよう。というのは、従来の年金制度に関する調査研究は税制優遇をどのように行っているのか、公的年金制度との関係はどのようなものか、といった点についての検討が中心であったか

らである。

もちろん、年金制度における受認者の責任について蓄積がなかったこともあり、受認者責任に関する理解について疑問もある。指名受認者はあらゆる義務を負うとして、その義務を果たす際に、「賢者の原則（Prudent Man Rule）」に従わねばならないとするが、果たしてそのような理解がERISAの理解として適切であるのかが疑問である。報告書の「賢者の原則」なる用語はPrudent Man Ruleの訳語として記載しているが、Prudent Man Ruleとは法律用語としては「慎重人原則」[31]あるいは「思慮ある合理的な人間を基準とするルール」[32]と訳され、このルールは（善管）注意義務として理解される。加えて、報告書ではこのルールの具体例として、利益相反あるいは利益取得が挙げられている。この利益相反及び利益取得が問題となるのは忠実義務であって、善管注意義務において論じられにくい[33]。

このように「賢者の原則」の内容として善管注意義務と忠実義務の両方を含めて論じていることから、十分な理解がなされていない印象を受ける。

もっとも、このように法的な観点から問題を指摘できるとしても、当時においてはこのような紹介がなされたこと自体に意義がある。このような義務に関する理解がこれ以降どれほど深化するのかが重要である。

(3)　昭和五三年時点におけるERISAについての理解は以上である。ERISA制定から約四年が経過している。厚生年金基金連合会ではERISAについて詳細な研究がなされていたとともに、ERISAについて深く理解していることがわかる。他方、ERISAについて理解が進むにつれて、我が国における年金資産運用上の問題も意識されるようになり、その問題の是正が図られるようになる。これについて、次に検討する。

第三項　自主運用と受認者責任

厚生年金基金連合会をはじめとした企業年金に関わる業界団体において、ERISAに関する研究が行われ、年金財産の運用に関わる問題について論じられるようになった。一方、企業年金行政においても、この問題について検討されることになる。それを表しているのが昭和五七年七月に公表された報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」である。また、この報告書を受けて、厚生年金基金連合会において、基金による自主的な年金財産の運用についても議論されるようになった[34]。その議論の結果として公表されたのが報告書「基金主導の資産運用をめざして」である。

それでは、これらの報告書において、いかなることが論じられたのか。これについて、検討する。

一　報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」

(1)　意義

昭和五六年六月、厚生省年金局において、企業年金の望ましいあり方について検討を行うために「企業年金研究会」が設置された[35]。昭和五七年七月に同研究会の検討結果が公表された。それが報告書「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」[36]である。同報告書には、厚生年金基金の自主性について議論を活性化させた意義がある。加えて、基金自身が負うことになる運用に関わる責任についても取り上げている意義もある。

以上のことから、基金の自主性と自主的な運用に伴って生じる行為責任について、いかなることが提言されているのかを確認する。

(2)　内容の検討

まず、報告書では厚生年金基金制度発足により基金が順調に発展していることが示されている。[37] しかし、そうした発展の一方で、新たな問題も生じているとし、その例として、基金の資産運用に制約があり、そうした制約は基金の発展を妨げていると説く。[38] この資産運用のあり方について、次のような指摘をしている。

「基金の資産運用のあり方については、昭和四〇年の厚生年金保険法の改正によって厚生年金基金制度が制度化された際、すでに適格退職年金制度が発足をみていたために十分な議論が行われることなく、適格退職年金のそれにならったという経緯がある。しかし、基金と適格退職年金とはその設立規模、基金という独立法人を設立し事務処理を行うという点等において基本的な相違があり、資産運用について基金は、適格退職年金のそれにならわなければならないという必然性も必要性も今日では存在しないのである。[39]」

ここでは、厚生年金基金制度が適格退職年金制度に倣い発展してきたことを述べつつも、同制度を踏襲する必然性がなくなりつつある状況を述べている。とりわけ、資産運用について、それが問題になることを強調している。この問題について、更に説明を続ける。

「資産運用については、それが安全であるばかりでなく、有利であることが基本原則である。その前提として、受託機関の健全な自由競争が確保され、展開されていることが不可欠であって、自由競争の制約要因はできる限り除去されなければならない。

このような観点から、基金の資産運用のあり方については、基金の自主運用を含めて、受託機関の範囲拡大、運用規制の緩和、受託機関の変更やシェア変更の弾力化、受託機関から基金に対する報告のあり方（報告の内容、頻度等の改善）、運用に関する情報開示（ディスクロージャー）制度の確立等の諸問題について検討する必要がある。」[40]

これを問題とする背景には、厚生年金基金側が運用受託機関に対して不満を抱いていたことが指摘できる。前述したように法律上、運用について運用受託機関に委ねることとされていたため、基金が自主的に運用受託機関を選定できなかったことに加え、運用受託機関から基金に対して情報提供が不十分であること、様々な運用受託機関があるにもかかわらず利回りが各社横並びであること、といった問題点が指摘されていた。[41] これらの問題は法律上運用受託機関が固定されているために、財産の運用が硬直化すること、運用の専門家が素人に対して適切な対応を十分していないこと、を示しているのであろう。これらについて厚生年金基金制度側が問題視していたこともあって取り上げられ、その解決策が提言されたのであろう。

もっとも、以上のことを論じつつも、問題点の指摘にとどまり、それ以上の検討がなされていない。これについて検討しているのが、次に取り上げる報告書である。

二　報告書「基金主導の資産運用をめざして」

企業年金研究会は右のような認識を示し、その是正を図るよう提言を行った。この提言を契機に、厚生年金基金連合会の資産運用小委員会は、資産運用のあり方について検討を行うために、資産運用専門委員会を設置した。[42] 昭和五八年五月、この専門委員会が検討結果を踏まえて公表したのが、報告書「基金主導の資産運用をめざして」[43]である。この報

告書において、本稿の課題である受認者責任について取り上げられることになる。[44]

(1) 基金の動向・問題点

同報告書において、専門委員会は「資産運用については、昭和四〇年当時すでに設けられていた税制適格退職年金に範を求め、年金数理など枢要な年金業務と同じく信託銀行及び生保会社に全面的に委託することとされた[45]」と述べ、厚生年金基金の歴史的特質を指摘する。加えて、基金の現状について、基金の年金資産も年率三〇％近いスピードで増加していることなど、急速に発展している現状認識を示している。[46]

右のような認識を示した後に、「基金の資産運用について、これまで信託銀行、生保会社が果たしてきた役割と功績は正当に評価しなければならない。しかし、基金の保険者としての立場や資産運用をめぐる環境の変化等に照らしてみると基金の資産運用については次のような問題が指摘できよう」と述べ、以下の六点を指摘している。[47]

① 基金は本来保険者として程度の差はあれ資産運用について最終的な責任を有すると考えられるが、受託機関に全面委託するという体制の中で基金の責任はあいまいなものとなっており、また、増大する基金資産の運用に対する取組みも一般的には不十分なものと言えよう。

② 受託機関は本来の受給者及び加入員の利益のみを考慮して専門家としての高度なノウ・ハウと善良な管理者としての注意義務をもって資産運用に当たるべきであるが、このような受託者としての忠実の義務が十分確保されているか必ずしも明らかでない。

③ 資産運用の実態及び運用成果は信託銀行と生保会社では異なるが、信託銀行だけあるいは生保会社だけについて

みると、各社極めて画一的かつ同調的な結果となっており、基金の実態や経済の動向を踏まえ受託機関ごとの特徴を生かした自由競争による資産運用が行われているか疑問である。これは、主として受託機関が信託銀行（八社）及び生保会社（二〇社）に限定され、自由競争が制約されていることあるいは画一的で厳格な運用規制のためと考えられる。

④　資産運用に関する情報は不十分にしか開示されず、また、開示された情報も断片的で必ずしも運用成果を客観的に把握できるものでないため、基金は資産所有者であるにもかかわらず、資産運用の実態及び運用成果について十分把握することが困難となっている。

⑤　資産運用に関する規制や慣行の中には、今日ではもはや合理的な根拠に乏しいものや基金の主体性ある資産運用にとって阻害要因となっているものが見受けられ、個々の基金の実態や経済の動向等に対応した効率的な資産運用を困難にしている。

⑥　年金資産の運用に当たっては、単年度の運用成果ばかりではなく、長期的にみた運用成果も考慮する必要があるが、現状をみると単年度の運用成果の向上に傾斜した運用が行われており、年金資産の長期性に対する配慮が必ずしも十分でない。

以上の問題点の根本には基金による自主運用の実現があると[48]解されるが、その問題点の指摘に伴い、年金財産の管理運用のあり方についても問題が指摘されている。報告書では、以上の問題点の解決策についても言及しているが、以下で、受認者責任に関わる範囲で、取り上げることにする。

(2) 問題点の解決策――責任主体拡大の端緒――

報告書では、様々な解決策を提言しているが、受認者責任に関わる範囲では、第一に、基金及び運用受託機関の受認者責任、第二に、財産の管理運用方法が問題になる。前者について、報告書中「受託者責任（忠実の義務、善良な管理者の義務）の明確化」と題する項目で論じられている。一方、後者について、「運用規制の緩和」と題する項目で論じられている。善管注意義務が具体的に問題となる管理運用方法を論じている。以下ではこれらの問題を取り上げる。

① 基金

問題点①において、基金の「保険者」（この「保険者」が何を意味するのかが問題になるが、ここでは加入者・受給者に対する年金の支給について責任を負う者といった意味合いであると考えられる）としての資産運用に関する責任が指摘されていた。この基金の責任について、次のように指摘する。

「……基金は保険者として年金給付の責任を負うが、それは資産によって担保されている。したがって基金は年金給付の責任を果たすためには、基金の加入員及び受給者の利益のみを考慮し全力をあげて資産運用に努力すべきである。[49]」

「……基金は資産運用を受託機関に委託したと言えども、保険者としての責任を免れ得るものではない。個々の具体的な運用について責任を有しないが、基金資産の具体的な運用方針を明確にして、その方針を充足すると考えられる運用機関を選択すること及び運用成果を評価したうえで引き続き運用を委託することについて責任を有するの

は当然であろう。」[50]

前述したように、厚生年金保険法においては、加入者・受給者に対する基金の責任は規定されていなかった。このため、報告書では年金財産の管理運用上問題となる事柄について指摘しているといえる。議論を全体としてみると、「保険者」の地位に立つ基金が加入者に対して何らかの責任を負うべきという論調であるといえよう。

前半部の言説では、基金が加入者・受給者の利益のみを考慮するよう説く。この言説をみると、忠実義務の影響がうかがえる。しかし、「年金給付の責任」を前提として、「努力すべき」と説くにとどまっている。法的にみると、この言説には、努力義務を説いているに過ぎないといえよう。

他方、後半部では、基金が運用を委託する場合に問題となる、運用機関の選任・監督に関する法的義務を説くものと理解できる。しかし、基金がそのような義務を負うとして、誰に対して当該義務を負うのかが明らかではない。

このように、報告書による法的な問題提起・立論には不明確な点がみられる。そして、それが如実になるのが、次の運用受託機関に関する言説である。

② 運用受託機関

運用受託機関についてはいかなることを指摘しているのか。報告書は「基金から運用の委託を受けた受託機関も、また極めて重い責任を有する」[51]と指摘し、次のように述べる。

「受託機関は基金の加入員及び加入者の利益のみを考慮し、専門家として高度のノウ・ハウと善良な管理者として

の注意義務をもって資産の運用に当たるべきである。

このような受託機関の責任は信託法に若干の関連規定があるが必ずしも法律上明確ではない。

年金資産の特殊性に鑑みれば厚生年金保険法において以上に述べた基金及び受託機関の責任（忠実の義務、善良な管理者の義務）が法律上明確にされるべきであろう。[52]」

報告書の全体的な論調は、後段に表れている通り、「年金資産の特殊性」（具体的に何を意味するのか不明であるが、おそらく、老後の所得保障という重要な機能を担うことを指すと推測される）から、基金及び受託機関の責任を明確化すべきということであろう。先に見た厚生年金保険法では、受認者責任に関する規定がなかったこと、また、当時の信託法には忠実義務の一般的な規定がないということからすれば、責任を明確化するよう要望することは十分理解できる。[53]

しかし、内容をみると問題を指摘せざるを得ない。前段の指摘について見ると、忠実義務及び善管注意義務をもって資産運用にあたることは、基金の運営スキームとして信託銀行を利用している場合には、信託法制の適用を受けることから、問題になりえない（生命保険制度をスキームとしている場合には、このような義務がないため問題となろう）。問題になるのは、受託機関がそれらの義務を加入者・受給者に対して負うのかということである。厚生年金基金制度では基金が委託者兼受益者、信託銀行が受託者となる自益信託が採用された。このことからすると、信託法制の理解では受託機関（信託銀行）が義務を負う相手方は基金ということになる。そうであるとすれば、信託関係の当事者ではない加入者・受給者に対して義務を負う余地はない。

これについて、このようなことは承知していて、ここでは立法論を主張しているにすぎないという理解もありうる。しかし、報告書の指摘では不十分な立法論と言わざるを得ない。中段に信託法への言及があるが、信託法では受託者は

受益者以外の者に対して忠実義務、善管注意義務を負うことはない。このことからすると、中段の指摘には誤りがある。立法論を説くのであれば、いかなる点が問題となり、法律上そのようなことが可能なのかどうか、可能でないならばいかなる対応が必要になるのかを提示する必要があろう。この点で、本報告書の提言には問題がある。

しかし、当時としては蓄積が乏しい中で、企業年金制度における究極の利益享受主体である加入者・受給者の保護のために、受認者責任を機能させようとした試みは好意的に評価されるべきであろう。

(3)　運用規制について

資産運用規制については、次のような問題があるとしている。現行制度では資産運用について、信託銀行に対しては大蔵省銀行局長通達により、生命保険会社に対しては保険業法施行規則により規制がなされていることを指摘しつつ、以下の問題点を指摘する(54)。

① これらの規制は元本の安全性にのみ着目した規制であり、将来の年金給付を確保するという年金資産の目的に対する配慮が乏しい。

② 基金の資産運用には個別の基金の状況が反映されるべきであるのに、画一的な規制がなされている。

③ 個々の受託機関の安全性にのみとらわれた規制がなされている。

④ 現行の運用規制は受託機関が限定されていることとあいまって、極めて保守的、かつ画一にして同調的な運用を招く大きな原因となっている。

その上で、右の問題を解決するためには、「基金の資産運用に対する規制のあり方としては、基金は年金の成熟度、母体企業、事業所の実態がそれぞれ異なり、極めて多様性に富み、しかも経済情勢は絶えず変化するものであるとの基本的な認識が必要である」とし、「このような基本的な考え方に立てば、我が国においてもアメリカの一九七四年年金法における受託者責任（忠実の義務、プルーデント・マン・ルール等から成る）のように一般的、概括的な規制にとどめるべきであろう」と述べる(55)。これは現行法の運用規制がかえって足枷となっていることから、そうした運用規制を設けるのではなく、投資者が投資者としての専門的な判断に基づいて適切であると考えられる投資を行えるように転換を試みているといえる。

(4)　報告書の意義

このように、本報告書の意義は、前述した「企業年金研究会―頼りがいのある企業年金を目指して―」とは異なり、歴史的に踏襲されてきた適格年金のシステムを克服し、厚生年金基金の自主的かつ独自のシステムを構築する必要性を説くことにある。加えて、そのような独自のシステムを支える仕組みとして、忠実義務（報告書の用語に従えば「忠実の義務」）及び注意義務といった受認者責任の導入・整備を提言する点にある。受認者責任について言及することになった背景には、前述したERISA研究の蓄積があるといえる。

もっとも、受認者責任に関わる議論には混乱も見られた。信託法の基本的な考え方に関する理解に不明確な点が存在していたのである（この問題は現行の企業年金法制においても認められる）。

以降の制度改革の議論は、この報告書に沿って進められていくことになる(56)。以降の議論において、受認者責任に関する議論がどのように進展するのか（あるいは、進展しないのか）が検討課題となる。

三　昭和六〇年代の報告書――自主性の促進と受認者責任の峻別可能性――

(1)　二つの報告書

昭和六〇年代に公表された報告書として、次の二つが重要である。第一に、昭和六二年五月に厚生年金基金連合会が公表した「企業年金制度改善特別委員会中間報告―基金の躍進と自主運用をめざして―」である。第二に、昭和六二年七月に厚生大臣の私的諮問機関である企業年金研究会[57]が公表した「厚生年金基金の育成普及方策のあり方について」である[58]。これらの報告書は、先に取り上げた報告書「基金主導の資産運用をめざして」に示された方向性のもとで、厚生年金基金制度の改革を提言している。加えて、問題について更に踏み込んで指摘している点が特徴である。

もっとも、本稿の問題意識から、取り上げるのは第一の報告書となる。これは第二の報告書では支払保証制度について専ら検討されており（但し、同制度については第一の報告書においても検討されている[59]）、取り上げる意味が乏しいからである。

(2)　報告書「企業年金制度改善特別委員会中間報告―基金の躍進と自主運用をめざして―」

①　基金の自主性

まず、報告書では基金の自主性について、次のように指摘している。現行制度は基金が法人格を有し「目的たる加入者に対する年金給付の業務を遂行するため、自ら意思を決定し、自ら実行することが基本となるべき」であるが、基金の自主性が機能していない状況にある[60]。その要因として、「基金の創設に際し、基金制度が欧米諸国でも類令のない新しい制度であるため、基金運営の安全性の極端な重視が」あったことにあると論じている[61]。

以上のように、基金の自主性の欠如を問題としつつ、裏返しの問題として現行制度上、信託銀行及び生命保険会社に

対して包括的な委託が義務付けられていることも自主性の欠如につながると考えているようである。(62)

② 受認者責任――峻別可能性？――

自主性欠如の解決のために、「資産管理者としての基金の責任を法律上明確にした上で運用方法の決定は基金自身が基金の責任において自主的に行う自主運用を本則とすべきである」と提言している。(63)(64) 基金自らが年金財産の運用をすることになれば、その裏返しの問題として、運用に関する基金の責任も問題となる。このような観点から、報告書では、自主運用に伴う基金の運用に関する責任を規定するよう提言しているのであろう。

これに加えて、報告書では受認者責任の明確化について言及している。

「資産運用の受託者は、委託者と受託者間、あるいは委託者と第三者間の利害衝突を回避し、受益者の利益のみを考慮して専門家としての高度なノウ・ハウと善良な管理者としての注意義務をもって資産運用に当たるべきであるが、運用機関、運用規制、運用方法等の弾力化に伴い、こうした受託者責任及びその責任範囲を法令上明確化する必要がある。(65)」

右の言説をみると、基本的には先の「基金主導の資産運用をめざして」を踏襲していることが理解できよう。ただし、右の言及は運用受託機関について取り上げ、報告書が問題としていた基金自身の責任については触れていないことには留意が必要である。基金の自主運用とそれに伴う責任について強調しているものの、具体的な基金の責任内容については言及していないため、不明確なままとなっている。このような取り扱いには、受認者責任を論じる部分において、意

図的に基金の責任と運用受託機関の責任とを区分けしている可能性がある。先の報告書では「保険者」としての基金の責任と「受託機関」としての運用受託機関の受認者責任とが一応区別されていた。そして、本報告書において、基金の「保険者」としての責任は言及されていないものの、そのような区別が踏襲されている可能性がある。

以上の取り扱いをみると、次のようなことが考えられる。現行の企業年金法制が財産の管理運用に関与するかどうかを問わずに、事業主、基金の理事、資産管理運用機関の責任について、受認者責任と理解していることとは異なり、受認者責任について意識的に峻別されているようにも思われる。すなわち、年金を加入者・受給者に支給する基金の責任と年金財産を管理運用する運用受託機関の責任を区別し、後者の責任こそ受認者責任であると整理（年金支給に関する責任は受認者責任ではないとの整理）しているものと解される。このような取り扱いが意識的になされたにせよそうではないにせよ、理論的に基金と運用受託機関の責任が峻別されていると考える余地がある。そうであるとすれば、問題になるのは、このような峻別論から現行企業年金法制のような一体論へどのように変化していったのか、であろう。

③　運用規制の緩和

受認者責任、とりわけ、善管注意義務の観点から、運用規制の緩和についても言及している。

まず、年金財産の運用規制の方法として、「投資可能な資産を限定列挙した上資産種類別に投資の上限又は下限を規定するリーガル・リスト方式」と「個々の基金の特性を重視し、極めて慎重な注意義務の下に弾力的な資産運用を認めるプルーデント・マン・ルール方式」との二つがあると指摘する[66]。そして、日本では（五・三・三・二規制の存在から）リーガル・リスト方式が採用されているが[67]、その方式には、次のような問題があると指摘されている。「将来の年金給付の財源を確保するという年金資産本来の目的に対する配慮が乏し」く、「経済情勢や金融・資本市場の変化に対応し

て機動的な運用を行うことが困難である」といった問題[68]である。そして、その問題を解決するためには、プルーデント・マン・ルール方式の採用が望ましいと説く[69]。

このように、年金財産を運用するとしてどのように運用するのかという事柄について、（善管）注意義務の問題であると把握している。基金の一般的な事務の運営だけではなく、実際の投資判断について善管注意義務の問題であると明らかにしている。受認者責任がいかなる事柄で問題になるのかについて、具体的に論じられつつあることを示すものであろう。

④　運用方法の拡大

報告書では、自主運用に加えて、先に問題とした運用受託機関の拡大も提言している。具体的には、投資顧問会社を例に挙げて新たな運用受託機関とするよう提言している[70]。投資顧問会社を例示した背景について、報告書では示唆している。投資顧問業法が制定されたこと[71]、同法に基づき投資顧問業として登録を受けたのは一八四社に及んでいること、登録を受けた企業の業種が銀行系、証券系、外資系など、多様な設立母体であり、競争原理のもとでそれぞれのノウ・ハウが期待できること、が述べられている[72]。当時、財産の運用スキームとして投資顧問業者が利用されるようになった社会的状況を反映しているといえる。

以上、報告書では、基金の自主性の確保に加えて、運用受託機関の拡大について投資顧問業を追加することを今後の検討課題としたことに特徴がある。

これらの報告書における検討結果が、厚生年金保険法改正につながる。この法改正について次に検討する。

（1）我が国において大正一一年（一九二二年）に初めて信託法が制定された。二〇〇六年に信託法が改正されるまで、基本的には、同法による規律がなされていた。同法二〇条において受託者の負う善管注意義務が次のように規定されていた。

「受託者ハ信託ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス」

一方、忠実義務については一般的な規定が定められなかった。このため、信託法上、どの条文が忠実義務の根拠となるのかという点について、信託法九条を根拠とする見解、一二条を根拠とする見解が対立していた。

もっとも、二〇〇六年に信託法が改正され、新信託法では三〇条に一般的な忠実義務が規定されたことから、この問題は解決した。

以上について、序章第二節第一款第一項一(2)参照。

（2）歴代の連合会の理事長は厚生省の事務次官経験者（そのうち、年金局長を経験した者も含む）であり、調査部の課長などは厚生省職員（多くは年金局関係者）であったことから、連合会と厚生省とは密接な関係にあると推測される。この人的関係は、厚生省年金局＝厚生年金基金連合会（編）『厚生年金基金二十五年誌』（厚生年金基金連合会・一九九三年）九一一三頁に紹介されている（同書について、以下、二十五年誌と記す）。同書における厚生省の歴代年金局長と連合会の歴代理事長就任者をみると、以上のことが明白である。

（3）企業年金に関わる業界団体が法形成過程に大きな影響を及ぼしていたことは、企業年金法制の立案に関与した担当者からも指摘されている。例えば、矢野朝水氏（平成九年から厚生省年金局長として厚生年金基金制度における受認者責任の立案に関与していた）によれば、厚生年金基金制度において運用規制の緩和が問題とされるようになり、立法による解決を図る過程で、受託機関の影響が大きかったことについて、以下のように述べ、示唆している（二十五年誌・二五八頁）。

「運用問題は、基金ができたときの経緯と密接に絡んでいまして。もちろん政府が法律を作ったのですが実質的なところや、あるいはその後の細かなところについては、受託機関に頼ることが多かった。」

（4）同事件を詳細に分析した文献として、ジェイムズ・A・ウーテン（著）＝みずほ年金研究所（監訳）『エリサ法の政治史』（中央経済社・二〇〇九年）五七－九〇頁。

（5）後述するように、厚生年金基金連合会はERISAの研究に着手したが、それ以外にも、信託協会及び生命保険協会といった業界団体もERISAの研究に着手していた。例えば、信託協会では海外の信託業界の視察・調査を企画しており、昭和五二年四月一五日から五月八日にかけて第一五次信託銀行業視察団を欧米諸国に派遣した。派遣先はアメリカ、カナダ、イギリス、西ドイツ、イタリア、フランスである。第一五次視察団の視察テーマは、第一に、「欧米諸国における銀行経営の諸問題」であり、具体的には①銀行経営上の諸原則に対する考え方、②当局の監督規制の現状と対応姿勢である。第二に、「米国における年金信託業務の動向」であり、具体的には①個人退職年金制度（Keogh Plan, IRA）の発達の背景と現状、②年金基金の資産配分の動向である。以上のようなテーマについて視察をした後に、「第一五次信託銀行業視察団視察報告」と題する報告書が公表されている。同報告は、信託一一二号（一九七七年）八－七一頁に掲載されている。

一方、生命保険協会も欧米諸国での調査を行い、年金資産運用海外調査団（編）『欧米主要国の企業年金と資産運用：年金資産運用海外調査団報告書』（社団法人生命保険協会・一九八一年）において調査成果を公表している。この報告書によれば、生命保険協会が昭和五四年秋にアメリカ、イギリス、西ドイツなどで実施した海外調査の結果をまとめたとされる。この報告書においても、ERISAについて検討されている。

（6）自主運用について、法的な定義はない。このため、行政実務の理解によって説明する。それによれば、自主運用とは「年金資産を外部の運用機関に委託するか、個々の資産の取得や処分の意思決定を基金自らが行う自家運用にするかについて、基金自身が基金の実情に応じて自主的に決定すること」とされる（厚生省年金局企業年金課（監修）『実務解説　厚生年金基金の資産運用』（ぎょうせい・一九九〇年）二〇一頁）。

（7）自家運用についても、法的な定義はないため、業界団体等で理解されている説明をする。自家運用とは「企業年金の実施主体が自らその年金資産の運用を行うこと」（三菱信託銀行『最新　年金用語辞典』（ダイヤモンド社・二〇〇二年）一三六頁）、あるいは、「年金資産を外部の運用機関に委託せず、基金自ら運用すること」（厚生省年金局企業年金課（監修）・前掲注（6）一九九頁）とされる。

（8）もっとも、連合会における検討のため、適格退職年金制度まで含めた議論とはなっていない点には注意を要する。

（9）厚生省年金局・厚生年金基金連合会（編）『厚生年金基金十年誌』（厚生年金基金連合会・一九七九年）六六八頁（以下、「十年誌」と記す）。
（10）十年誌・六六八頁。
（11）十年誌・六七〇－六七一頁。なお、一部ではあるが、イギリスについて適用除外制度との関係で取り上げられており、「イギリスでは最近の立法によって、過去の報酬の再評価部分は企業年金で、裁定後のスライド給付部分は国で、支給する方法を一九七八年から実施する予定となっている。」ことが言及されている。十年誌・六八一頁。
（12）十年誌・六七〇頁。
（13）十年誌・六七九－六八〇頁。
（14）十年誌・六八二－六八三頁。
（15）十年誌・六八三頁。
（16）十年誌・六八三－六八四頁。
（17）十年誌・六八四頁。
（18）以上の経緯について、十年誌・八六二－八六三頁。
（19）厚生省年金局企業年金課（監修）『厚生年金基金制度の解説』（社会保険法規研究会・一九九一年）一三〇頁。
（20）この答申は、旬刊福利厚生九四三号（一九七八年）三八－四二頁に掲載されている。
（21）旬刊福利厚生九四三号（一九七八年）四二頁。
（22）信託協会及び生命保険協会による海外調査について、前掲注（5）参照。
（23）厚生年金基金連合会『米国における私的年金の主要問題』（厚生年金基金連合会・一九七八年）。
（24）厚生年金基金連合会（編）『欧米四ケ国における企業年金の受給権保証保険制度』（厚生年金基金連合会・一九八〇年）。
（25）厚生年金基金連合会『欧米における受給権保証保険制度の動向：支払不能保険に関する保険者国際会議から』（厚生年金基金連合会・一九八二年）。
（26）なお、同報告書では、受認者責任以外に、支払保証制度についても検討している。本稿の問題関心とは異なるため、支払保証制度について本文で取り上げることはしないものの、年金財産の保全方法という点では、重要な機能を果たしてい

るため、報告書で取り上げられている概要について、ここで簡単に紹介する。

報告書では「2．年金プラン終了保険と多数事業主プランについて」という項目において、ERISA上の支払保証制度について検討している。報告書によると、ERISA第四章において、年金給付保証公庫（PBGC）が規定されており、規定された趣旨は、確定給付年金制度が給付に要する資産が不十分なまま終了した場合に、労働者や退職者が権利を付与された年金給付を失うことがないように保護するために設置した、と説明されている。

また、PBGCの運営についても取り上げており、PBGCは労働省内におかれ、労働、商務、財務三長官により構成される理事会により運営されること、自己金融により運営されること、公庫の収入源は被保険者たる事業主からの保険料であること、といったことが説明されている。

こうした説明以外にもPBGCの内部構成や給付に要するための原資が不足した場合には財務省から一億ドルを借り入れる権限があること、同権限は実行されていないこと、保険料を引き上げる権限があることなど、PBGCの制度内容について詳細に分析している。

以上のように、昭和五三年段階においてPBGCの内容について詳細に把握していたことが理解できる（以上の内容について、厚生年金基金連合会・前掲注（23）二〇－三四頁）。

（27）厚生年金基金連合会・前掲注（23）五四頁。

（28）厚生年金基金連合会・前掲注（23）五四頁。

（29）厚生年金基金連合会・前掲注（23）五四－五五頁。

（30）厚生年金基金連合会・前掲注（23）五五頁。

（31）田中英夫（編）『英米法辞典』（東京大学出版会・一九九一年）六八〇頁（本稿がよったのは二〇一〇年六月三〇日第一六刷である）。

（32）樋口範雄教授によれば、本文のような訳語が与えられている（樋口範雄『フィデュシャリー［信認］の時代』（有斐閣・一九九九年）一八八頁）。

（33）日本法では善管注意義務と忠実義務が同じ義務であるかどうか議論になるが、イギリス法を見ると異った状況が確認できる。大きくいって、注意義務と忠実義務における義務違反の効果の違いから（注意義務違反は損失補償（損害賠償）で

あり、忠実義務違反（利益相反禁止あるいは利益取得禁止違反）は利得の返還である）、両者は別の義務であると考えることができる。以上のような区分けの参考として、木村仁「エクイティ上の損失補償について」法と政治五七巻一号（二〇〇六年）一一－一四頁、一八－一九頁。

(34) 二十五年誌・四九六頁。

(35) 二十五年誌・一〇二頁。

(36) 同報告書は、二十五年誌・七六四－八〇二頁に掲載されている。

(37) 二十五年誌・七六五頁。

(38) 報告書では、次のように論じている。

「……しかし、量的には普及したものの、企業年金は質的には多くの問題を抱えていることも事実である。年金の実質価値の維持が図られていないこと、資産運用面での制約や税制上の優遇措置の不十分さ等問題は多く……。」

「企業年金の成長発展期である今日、企業年金に対する規制はできる限り緩和されることが望ましく、一層の育成策がとられるべきであるが……。」

右のように、資産運用に関する規制が企業年金制度の発展にとって支障となっているという問題を指摘している。以上の言説について、二十五年誌・七六五－七六六頁。

(39) 二十五年誌・七九七頁。

(40) 二十五年誌・七九七－七九八頁。

(41) 二十年誌・二五三－二五五頁［矢野朝水発言］。

(42) 前述したように、厚生年金基金連合会はERISA研究を行っていたが、それに伴いアメリカの年金制度についての調査も進められていた。アメリカの年金基金に関する理解が進むにつれ、日本の基金は法律により定められているとはいえ、基金自らが制度を運営するという自主性に乏しいことが基金関係者に認識されていたようである。例えば、昭和五六年八

月より厚生省から厚生年金基金連合会に出向していた矢野朝水氏（元厚生省年金局長、厚生年金基金連合会専務理事）は昭和五六年一一月に訪米してアメリカの受託機関及び基金を調査したが、その時の体験に基づいて日本の厚生年金基金について次のような印象を語っている。

「アメリカでは盛んに自由競争が行われており、基金が主体性を持っていろいろな受託機関を使って運用をしている。……アメリカのやり方を見て、我が国の実態を振り返ると情けなくなりました。当時二〇年遅れていると言われていましたが、大きなショックを受けました。」

そうした体験によるのであろうか。矢野氏は帰国後に基金の自主性、資産運用の問題について検討する委員会（資産運用専門委員会）を設置した。時期は定かではないものの、矢野氏によれば昭和五七年一〇月頃とされる。二十五年誌・二五三－二五五頁。

(43) 二十五年誌・八〇三－八二五頁に掲載されている。

(44) もっとも、報告書において「受託者責任」という用語法は見られない。

(45) 二十五年誌・八〇五－八〇六頁。

(46) 二十五年誌・八〇五－八〇六頁。

(47) 二十五年誌・八〇六頁。

(48) 基金自体の問題として、基金が自主性を備えるように提言している。すなわち、「基金は資産運用を運用受託機関へ委託した場合と言えども、保険者としての責任を免れるものではない」こと、「本来資産の運用はその所有者が行うのが原則である。かかる意味から運用受託機関の範囲拡大の一方法として自主運用も認められるべきであろう」ことを提言していることから、現行法上は資産運用を運用受託機関に委ねざるを得ないがそうであるからと言ってすべての責任を他者に委ねるべきではなく、年金制度の運営は元来基金が責任を負っているのであって、そうした責任を果たすべきであり、それこそが本来の企業年金制度の姿であると考えているのであろう。こうした考えの背景には当然のことながらアメリカにおける企業年金制度像があるといえよう。二十五年誌・八〇八、八一〇頁。

(49) 二十五年誌・八〇八頁。
(50) 二十五年誌・八〇八頁。
(51) 二十五年誌・八〇九頁。
(52) 二十五年誌・八〇九頁。
(53) 序章第二節第一款第一項一(2)②脚注(76)参照。
(54) 二十五年誌・八一五－八一六頁。
(55) 二十五年誌・八一五－八一六頁。
(56) 矢野朝水氏によると、この報告書が「その後の進め方の基本となった」という。二十五年誌・二五五頁。
(57) 企業年金研究会は昭和六一年に設立された。二十五年誌・二九四頁。
(58) 報告書は二十五年誌・九四三－九五七頁に掲載されている。
(59) 海外において企業倒産時に年金給付を保証するために保証制度が設けられていることを紹介している。それを踏まえて、日本は外部積立による事前積立方式により運営されていることから、現状ではそのような制度について必要性があまりないとしつつも、将来的には必要となりうること、制度を実施するとしても負担の問題も生じることから、慎重に検討する、と述べるにとどまっている（以上、二十五年誌・九二三頁参照）。
(60) 二十五年誌・九一〇頁
(61) 二十五年誌・九一一頁。
(62) 二十五年誌・九一一頁。
(63) 二十五年誌・九二八頁。
(64) ここで「自主運用」とはどのようなことを意味するのかが問題となるが、報告書によれば「資産運用を外部の運用機関に委託するか、個々の資産の取得や処分の決定を基金自らが行う自家運用（インハウス運用）にするかは、基金自身が基金の実情に応じて自主的に決定することになる」と説明している（二十五年誌・九二八頁）。
(65) 二十五年誌・九三四頁。
(66) 二十五年誌・九三〇頁。

（67）二十五年誌・九三〇頁。

（68）報告書では問題点として次の四点を指摘している（二十五年誌・九三一頁）。

① 元本の安全性に傾斜した規制であり、将来の年金給付の財源を確保するという年金資産本来の目的に対する配慮が乏しい。また、個々の組入比率が規制されているため、経済情勢や金融・資本市場の変化に対応して機動的な運用を行うことが困難である。

② 基金にとってのリスク許容度は個々の基金ごとに異なるにもかかわらず、現行の規制はこのような個別基金の特性を無視した画一的な規制となっており、基金の効率的な資産運用に支障が生じている。

③ 現行の組入限度の規制には、基金の資産全体として運用商品ごとの市場特性を生かすという視点が欠けており、複数の運用機関に委託する場合、個々の運用機関への委託資産ごとに適用されている。すなわち、現行規制は、バランス型の運用機関を前提としたものであり、基金が個々の特性に適合した資産構成を決定し、これを複数の運用機関のもとで効率的に管理することを困難にしている。

④ 現行規制は、信託銀行と生命保険会社という金融機関の性格の違いにもかかわらず、実質的には同一の規制となっており、効果的な運用委託を阻害している。

これらの指摘をみると、運用規制が当時の社会状況に適合しがたくなっていることが把握できる。とりわけ、問題点④にあるように、信託銀行と生命保険会社に対する同質的な規制が、運用の阻害要因として言及されていることは特筆すべきであろう。第一章第一節で検討したように、適格退職年金制度の立法過程において、退職年金の管理運用という同質的な機能を果たす点から、当時存在していなかった信託銀行・信託会社に対する規制について、保険業法に合わせた規制を設ける趣旨が示され、それが実行された。しかし、年金財産の管理運用という点では形式的に共通していても、信託制度と生命保険制度とは異なる機能を果たしている。そのような金融機能の違いが、時代が進むにつれて、社会状況にそぐわなくなった事態となったのであろう。

他方、金融機能の違いに加え、問題点①から③に関する部分は、投資技術の発展に関わる部分であるといえる。本文で

述べたように、報告書では、リーガル・リスト方式ではなく、プルーデント・マン・ルール方式の採用を説いていた。この背景には、証券投資理論の動向があると考えられる。法律上定められている投資可能物件の中から選定するのではなく、投資者が投資者としての能力をもとに投資していくあり方が望まれるようになっていたのであろう。

(69) 二十五年誌・九三二頁。

(70) 二十五年誌・九二九頁。

(71) 投資顧問業は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律により規律された。同法は法案が昭和六一年三月三一日に第一〇四国会に提出され、可決・成立し、同年五月二七日に昭和六一年法律第七四号として公布された。同法は「米国の投資助言者法等、外国の法制や我が国の消費者保護関連法令等を参考にして立案されているが、登録・認可の二段規制、役務取引におけるクーリング・オフの導入等、従来の立法例ではみられなかった諸措置を盛り込んでおり、消費者保護関係法規としては画期的なものであると考えられる」と指摘されている。参照、長谷川靖「『有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律』の概要」金融法務事情一一二五号（一九八六年）七頁。

アメリカをはじめとした諸外国について強調している点から、本法律は諸外国の影響を多分に受けているものといえよう。また、同法によって投資顧問業者に対する規制として、開業規制と行為規制の二種類の規制が敷かれ、後者の規制の中には、次のような規制がある。

（忠実義務）

第二一条　投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のために忠実に投資顧問業を行わなければならない。

本条の趣旨として、以下のことが述べられている（投資顧問業関係法令研究会（編）『投資顧問業法逐条解説』（大蔵財務協会・一九九四年）九八頁）。

「……投資顧問業のように情報を提供する業務の場合には、対象が無形のものであって、その内容の適不適が有形のもの

に比べ明確ではないことから、本条において、特に、投資顧問業者は常に顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行わなければならない旨を定めたものである。」

「……有価証券市場においては、投資者としての投資顧問業者と、投資者としての顧客が競合関係に立つ場合もないわけではないことから、特にこの規定を設け、投資顧問業者は顧客と利益相反関係にある場合に立つことを避けるべきであり、顧客との関係において忠実に投資顧問業を行わなければならないこととしたものである。」

投資顧問業者と顧客との情報格差が大きく、潜在的な利益相反の可能性が高いことから、そうした事態を予防するために、顧客の最善の利益を追求するように業務を遂行させるべく忠実義務を課している。この忠実義務について、前述したように、アメリカの影響を強く受けたと言える。これについて、「本法律は、米国の投資助言法をはじめ、英米法を参考にしており、本条は英米法におけるこのような忠実義務を、信任的法律関係を基礎とする投資顧問業及び投資一任契約に係る業務にも導入したものである」と述べ、英米法の忠実義務の影響を受けていることが指摘されている（投資顧問業関係法令研究会（編）・九九頁）。

ただし、英米法の影響を強く受けているとはいっても、英米法における忠実義務違反の代表的な効果としての利得の吐き出しについては採用せず、本条違反の効果を法三八条に基づく大蔵大臣による投資顧問業の登録取消しと法三九条に基づく一任業務の認可取消しとしている。順守すべき行為規範を増やした点には意義があるものの、違反行為に対する法律効果についてみると特徴的なものはない。

（72）二十五年誌・九二九－九三〇頁。

［未完］

＊本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「年金と信託―受託者責任を中心とした日英比較法研究―」（二〇一五年三月二五日授与）の表題を変更し、内容を加筆・修正したものである。